
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和5年3月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和5年3月6日午前9時開会

- | | |
|---------|-------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 陳情について |
| 日 程 第 5 | 提出議案上程 |
| 日 程 第 6 | 町長所信表明及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 7 | 提案理由の詳細説明 |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|-------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 陳情について |
| 日 程 第 5 | 提出議案上程 |
| 日 程 第 6 | 町長所信表明及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 7 | 提案理由の詳細説明 |
-

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 2 番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹 | 4 番 | 内 藤 眞 一 |
| 5 番 | 高 橋 英 次 | 6 番 | 安 部 誠 也 |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番 | 安 部 丘 |
| 9 番 | 平 石 玲 児 | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防 災 危 機 管 理 室 長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者	那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	植 田 勉	産 業 振 興 課 総 括 監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長	永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回飯南町議会定例会を開会いたします。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため、対策をしての開会となりますのでご協力をお願いをいたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、10番、戸谷ひとみ議員、2番、伊藤好晴議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

3月1日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、

委員会の報告を求めます。２番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 伊藤委員長。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） はい。

おはようございます。去る３月１日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議いたしましたので報告します。

会期は、本日から３月２２日までの１７日間とします。

日程であります。本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長所信表明及び提案理由の詳細説明を行います。

７日は、午前９時に本会議を再開し、引き続き提案理由の詳細説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。８日及び９日は休会とします。１０日に本会議を再開し一般質問を行います。１１日及び１２日は休会とします。１３日から１７日まで各常任委員会で審査を行っていただきます。１８日及び１９日は休会とし、２０日は各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。２１日は休会とします。

２２日、午前９時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行って、閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は本日３月６日から２２日までの１７日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日３月６日から２２日までの１７日間に決定いたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第３、諸般の報告をいたします。

１２月定例議会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表を、お手元に配付しております。

２月２１日に開催された島根県町村議会議長会定期総会では、「島根創生の実現を目指す要望」、「竹島の領土権確立等に関する要望」の２件の要望決議を行いました。また、各地区別要望についても決議し、島根県知事への要望活動を行いました。

続いて、１２月及び２月に開催されました雲南広域連合議会定例会、雲南市・飯南町事務組合臨時会の概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。

提案された議案すべて承認及び可決されております。

これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。以上簡略ですが報告を終わります。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、去る 1 月 20 日に執行した、例月現金出納検査の報告書を議長あてに提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

.....
飯 監 第 22 号

令和 5 年 2 月 20 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第 1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和 5 年 1 月分の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第 2 検査の結果

飯南町の令和 5 年 1 月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

第 3 その他 なし

.....
なお、令和 5 年 1 月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、陳情についてを議題といたします。

本日までに陳情1件を受理しております。陳情文書表と陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。陳情第1号、赤名複合拠点施設（仮称）の早期整備を求める陳情については、総務厚生常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は総務厚生常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程第5 提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、町長から提出されました報告第1号、同意第6号から議案第35号までの37議案、及び議会運営委員会から提出されました発委第1号を一括上程いたします。ここで暫時休憩といたします。

午前9時10分休憩

.....

午前9時11分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第6 町長所信表明及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から所信表明及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。おはようございます。

本日、令和5年第2回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、町政運営に臨む私の基本的な考え方と主な施策について、所信の一端を申し上げます。

はじめに、世界的な出来事として、ロシアによるウクライナ侵攻の開始から1年が経過いたしました。未だに終わりが見えない戦闘が続いております。この戦争が長期化することなく、早期の停戦、和平が訪れることを願ってやみません。

また、先月6日にトルコ南部のシリア国境近くで起きたマグニチュード7.8の地震においては、両国をあわせて5万人以上が犠牲となったとの報道があり、被災者は苦しい避難生活を余儀なくされているとのこととあります。

お亡くなりになった方に対しましては、心より哀悼の意を表しますとともに、改めて自然災害の恐ろしさを感じ、災害への備えについて考えさせられたところであります。

国内に目を向けますと、新型コロナウイルスの感染状況が、減少傾向にあります。

本年5月8日からは、コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、結核などの危険度が高い「2類相当」から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられることとなりました。

「5類」への移行によって、医療費の負担やワクチン接種など、医療の見直し案が少しずつ明らかになりつつありますが、正式には確定していませんので、引き続き町民の皆様の命と生活を守るため、関係機関と緊密に連携しながら、感染拡大防止や医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進に取り組んでまいります。

さて、私が令和3年1月に町長に就任し、2年が経過いたしました。迎える令和5年度は、任期4年のうち、折り返しに入りました。これまで私は、重点的な政策として、

- ①「子どもたちの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）」
- ②「安心安全なまちづくり」
- ③「産業が元気なまちづくり」
- ④「定住を進めるまちづくり」
- ⑤「歴史文化を感じるまちづくり」

を公約に掲げ、総合振興計画の目標達成に向けて町政を進めてまいりました。これまでの事業の進捗や成果等を検証しつつ、本町で暮らす全ての町民の皆様が、未来への夢と希望を抱き、まちへの誇りを持って、「このまちで暮らして良かった。これからもこのまちに住み続けたい」と心から思っただけのように、「笑顔あふれるまち飯南町」の実現に向けて、引き続き全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。

続いて、5つの重点的な政策を進める上で、新年度に取り組むべき主要な事業のうち、最優先課題及び重点施策、特に先導的な施策について申し上げます。

はじめに、脱炭素社会の実現に向けた取組についてであります。

2020年10月、政府は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言されました。この考えのものは、2015年のパリ協定であり、地球規模の気候変動問題を解決するため、世界共通の長期的な目標として合意されたものであります。

国内では、国と地方との連携を強化し、2050年までの脱炭素化に向けた取組が進められていますが、本町としても、この取組が世界的に深刻な課題に対する重要な動きであると認識しております。

本町は、面積の約90%が森林に囲まれた自然豊かなまちであり、この豊かな自然を活かし、本町でも脱炭素社会の実現に向けた取組を推進したいと考えております。

このことから、今月3日に「飯南町脱炭素のまち宣言」を行い、「2050年に二酸化炭素の排出を全体として実質ゼロにすること」を目指す旨を、町ホームページやSNSを通じて公表しました。

新年度以降、具体的な動きを加速させたいと考えており、J-クレジット制度の推進、薪ストーブ導入助成の拡充や太陽熱利用設備、蓄電池等の導入助成の追加など「新エネルギー設備の導入補助金」を拡充いたします。

また、公用車の「電気自動車やハイブリッド車」への転換など、早い段階から取り組める事業を進めるとともに、脱炭素社会への移行や再生可能エネルギーの導入に向けて、中長期的に取り組むための計画を策定してまいります。

次に、自治体DXの推進についてであります。

令和2年12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人残さない、人にやさしいデジタル化～」が示されました。

また、昨年6月、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が目指すべきビジョンとして閣議決定されました。

同年12月には、いくつかの重点取組事項が掲げられていますが、本町としましては、

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化
- ②マイナンバーカードの普及促進
- ③行政手続きのオンライン化

以上の3項目を柱として、新年度においては「LINE」を活用した電子申請等の充実、電子入札の開始などを考えており、住民の利便性向上や行政事務の効率化、ICTの利活用による事業推進を図ってまいります。

次に、こども広場の整備についてであります。

来島地区に続いて、新年度は「赤名地区」「志々地区」において、こども広場の整備を進

めてまいります。

赤名地区につきましては、ぼたん園に隣接する「赤名ふれあい公園」を活用して、遊具の新設と駐車場の整備、東屋やトイレ等の改修を行い、子どもたちが思い切り遊び、訪れた方がベンチでゆっくりくつろげる広場として整備を進めてまいります。

志々地区につきましては、地域の拠点である「さつき会館」敷地内に整備し、放課後子ども教室や公民館事業でも活用できるよう、複合遊具と東屋を整備する計画としております。子どもたちの遊び場だけでなく、地域の人たちが気軽に集まれるような交流の場となることを大いに期待しております。

なお、頓原地区につきましては、本年度の取組として「道の駅頓原周辺整備」の検討を行っており、併せて緑地公園の活用方法も考えております。この検討の中で、こども広場の整備を進めてまいります。

地区ごとに特色あるこども広場を整備することで、元気に走り回る子どもたちの声が、まちの至るところで響きわたる環境づくりを進めてまいります。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、予算案に盛り込みました主要な施策について申し上げます。

1. 自治・協働

はじめに、自治・協働についてであります。

1月23日、本町と公立大学法人島根県立大学による「包括連携協定」を締結いたしました。

本町は、これまでも同大学からの職場体験の受け入れ、地域医療のための学習の場の提供など、協力関係を築いています。

このたびの協定締結により、人材育成やまちづくり、産業振興などの分野において、相互の連携と協力関係をさらに強化し、協働での取組を進めてまいります。

次に、書籍「余白の中で」の発行についてであります。

本年度の地域づくり事業の一つとして、ブランドメッセージである「余白あります。」を活用して飯南町を周知するために、書籍「余白の中で」の製作を行っております。

この本は、住民やプロのライター、写真家の方が、様々な視点から飯南町の暮らしぶりなどを表現いただいております、町民の皆様にも楽しんでいただける内容になっております。発売日は来月3日を予定していますが、この書籍を活用し、町内外の方に「本町の魅力や愛着」を感じていただけるよう、発信してまいります。

次に、ふるさと回想館の改修についてであります。

旧小田小学校区である小田真木地区及び上来島地区横路には、ふるさと回想館とたかばし生活改善センターの2つの施設があり、地域の皆様を中心に活用いただいております。これらの施設は、活用の目的が重複している部分があり、老朽化も進んでいることから、

今後の両施設の在り方について、地域の皆様と意見交換してきました。

このことを踏まえ、両施設の機能を一本化するため、新年度においてふるさと回想館を改修してまいります。

たかばし生活改善センターにつきましては、ふるさと回想館の改修後、解体、又は譲渡・売却する方向で検討を進めてまいります。

次に、財政の健全化についてであります。

近年では、本庁舎建設や拠点施設の整備、光ケーブル整備など、大規模事業の執行により投資的経費が増大しており、それに伴う本年度末の公債費（借金）残高は103億円になる見込みであり、目標上限値の100億円を超える状況が続いております。

そのような中、本町の歳入の半分を占める地方交付税や、町税などの一般財源の増加は、人口減少などの影響により見込めず、歳出では、扶助費や維持管理費、特に消防・ごみ処理・CATV・介護保険事業などの「広域行政に係る負担金」が近年増加傾向にあり、財政運営を進める上では、基金（財政調整基金及び減債基金）を取り崩していかなければ、収支均衡がとれない状況にあります。

健全な財政状況でなければ、質の高い行政サービスの提供ができなくなります。このことから、今後の財政運営のポイントとして、

①行政の効率化 効率的でスリムな組織体制、公共施設の管理運営費の適正化

②事務事業の見直し 公共投資の計画的な執行、町債の発行抑制と繰上償還の実施

③財源の確保 税収・ふるさと納税、基金運用、財産処分などによる財源の確保

この3つの柱を念頭に、攻めと守りのバランスの取れた予算編成を行い、健全な財政運営に向け取り組んでまいります。

2. 教育・文化・子育て

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、教育環境の充実についてであります。

新年度も引き続き、保小中高一貫教育を推進する上で、キャリアパスポートを活用しながら、子どもたちの学びを応援してまいります。

また、支援を要する児童生徒に向き合いながら、きめ細かな指導を行うために、関係機関と連携した相談体制の整備、小中学校の通級指導教室、スクールサポーターの増員のほか、県の学校福祉連携モデル事業を活用した教職員への指導や研修など、相談・指導体制を充実します。

さらに、ICTを活用した教育の推進のために、教職員への研修やタブレット活用授業のサポート、通信環境の改善など、必要な体制を整備します。

教育環境基本方針につきましては、昨年度、島根大学教育学部 作野広和教授を委員長として「飯南町教育環境基本方針検討委員会」を立ち上げ、教育の現状と課題の検証や、

今後の飯南町にふさわしい教育環境の検討が進められております。

新年度は、これまでの議論を深め、学校区ごとの意見交換会を行うなど、保護者や町民の皆様のご意見を踏まえて答申いただくこととなっており、私としましては、この答申に基づいて今後の教育環境の在り方について方向性を示したいと考えております。

また、この検討を進める中で、「地域とともにある学校づくり」の重要性が再認識されていることから、小中学校単位で「学校運営協議会（コミュニティスクール）」を設置し、学校と地域の信頼関係を深め、より良い教育環境と地域づくりにつなげてまいります。協議会の委員は、非常勤の特別職として学校の運営に参画いただくことから、関係条例の改正を本定例会に提案しております。

次に、学校給食の魅力化についてであります。

児童生徒に安心安全で、地域食材をたくさん使った美味しい学校給食を提供するために、新年度は「学校給食魅力化事業」に取り組みます。

奥出雲和牛や飯南パーク、飯南米や高原野菜など、飯南町の四季を感じることができる食材を提供することで、子どもたちに「生産者や給食を作ってくださる方への感謝の気持ち」を育み、食材の生産プロセスを生命地域教育で探求するなどして「食育」につなげてまいります。

次に、飯南高校の魅力化についてであります。

飯南高校では新年度から多様性を認め合える学校環境のひとつとして、スラックスやスカートのほかネクタイやリボンなど、性別に関係なく生徒が自由に選ぶことができる新制服に移行することになりました。

この制服は、同校の開校以来、初めての変更であり飯南町の自然とスクールカラーの緑を取り入れたデザインとなっています。

また、「教育魅力化推進員」の配置につきましては、他校との差別化や保小中との連携も含め、地域に根ざした飯南高校魅力化の一翼を担っていただくため、新年度から専任の野球部指導者を「飯南町教育魅力化推進員」として配置したいと考えております。

昨年の飯南高校野球部の活躍は、生徒募集においても大変注目されました。

安定的な指導体制によって、部活動を通じた飯南高校の魅力化を高めていくと同時に、スポーツを通じた町内小中学校の指導者育成にも努めていただくこととしております。

次に、国民スポーツ大会の推進についてであります。

令和12年に開催される「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」に向けて設立された飯南町ソフトボール協会につきましては、新年度は、ソフトボール競技の普及啓発と公認審判員や記録員の育成を最優先に進められますが、町としましては、競技団体に必要な支援を行ってまいります。

大会運営に必要な施設整備につきましては、島根県スポーツ協会、島根県ソフトボール

協会など関係の皆様のご助言をいただきながら、年次計画で進めてまいります。

琴引スキー場につきましては、国民スポーツ大会冬季大会の県内競技練習の拠点として、令和5年度からの2年間、県の支援により集中的に人工芝や人工造雪機の機能強化のための改修を行うこととしました。

アルペン、クロスカントリーの選手の育成において、練習環境の充実が図られることにより、国民スポーツ大会での入賞に繋がることを期待しております。

次に、歴史文化を感じるまちづくりについてであります。

飯南町民俗資料館には、国の民俗文化財指定を受けた「奥飯石及び周辺地域の積雪期用具」が保存展示されています。しかしながら、その価値が十分に認知されていない現状があることから、新年度は、そのすばらしさを町民の皆様に認識していただくため、講師を招いた講演会を開催いたします。

また、子どもたちが優れた芸術を肌で感じ、豊かな感性を育むための機会を提供することにより、歴史文化を感じるまちづくりを進めてまいります。

次に、滞在型地域交流拠点施設の整備についてであります。

飯南高校における新年度の入学志願者の状況は、本年度（65名）より増加し、72名（町内23名、町外49名うち県外12名）となる見込みであります。

今後、町内からの入学者数が減少することが見込まれることから、2学級存続のため、本町の生徒数を増やす取組を進めることはもとより、親元を離れて生活する県外、町外生が安心安全に生活できる環境の整備が必要であります。

このことから、地元住民と飯南高校生の交流、地域と学校をつなぐ滞在機能を有する施設として、令和7年4月供用の開始に向け、整備に取り組んでまいります。

次に、子育て支援の充実についてであります。

2歳未満の子を対象に子育て用品を支給する「子育て世帯日常生活用品給付事業」につきましては、郵便局と連携し、用品を直接利用者の自宅へ送付できるよう、サービスの拡充を図ってまいります。

子育て支援の新たな取組につきましては、町産材を活用した椅子や積み木などの木工品を、お子様の誕生の記念にプレゼントしたいと考えております。

木工品を、日々の子育てやお子様との触れ合いに活用いただくことで、子育て支援の充実を図るとともに、本町に対する愛着や満足度の向上に繋がることを期待しております。不妊治療費の補助につきましては、不妊治療の一部が保険適用になったことから、これまで特定不妊治療において自己負担が発生していた方の自己負担を軽減するよう、本町の補助事業を見直すこととしました。

次に、パートナーシップ宣誓制度についてであります。

「パートナーシップ宣誓制度」とは、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本に

において、自治体が独自にLGBTQなどの「性的マイノリティ」と言われる方のカップルに「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付することで、家族同様のサービスの提供を受けやすくする制度であります。

この制度の導入は全国的に広がりつつあり、島根県におきましても、本年10月からの開始に向けて準備を進められております。

本町におきましても、県の対応に併せて、導入についての検討を進めてまいります。

3. 産業

次に、産業についてであります。

はじめに、農業の振興についてであります。

水田農業につきましては、良質米として引き合いの強い飯南米のブランド化に向け、取組を一層強化してまいります。

都市部を中心とした積極的なPR活動を本格的に開始し、より付加価値の高い米として認知してもらうために、エコファーマー登録農家を増やし、「飯南米はエコファーマーが作っているエコロジー米」として、イメージ展開できる体制を整えてまいります。

深刻な課題となっている「担い手不足」に対する対応につきましては、飯南町農業担い手支援センターが中心となり、各地区が実情に応じて支えあって農業が営めるよう、営農組織の広域連携や地域農業を主導的に牽引する担い手の育成を検討してまいります。

農業の収益性確保につきましては、生産性向上や作業省力化を図る基盤整備を確実に推進してまいります。琴麓野萱など、事業着手済み地区の早期完成を目指すとともに、要望のある各地区が早期に事業採択されるよう、調整してまいります。

また、近年全国的に取組が広がる「IT等先端技術を活用したスマート農業技術」の普及も推し進めてまいります。

園芸につきましては、引き続き関係機関が協力し、パプリカ、サツマイモ、白ネギなど、町が推奨する品目の産地化を図るとともに、新規就農者の初期費用の負担を軽減するリースハウスを整備し、安心して就農してもらえる環境整備に取り組んでまいります。

有機農業につきましては、令和3年5月に国から「みどりの食料システム戦略」が示され、取組が始まっております。

本町においても、有機農業に関する支援制度や農家負担を軽減する技術開発など、関連する情報に注視し、農家の収益性が確保され、安心して取り組める環境が整うことを見極めながら普及を進めてまいります。

次に、畜産の振興についてであります。

昨年は、5年に一度の和牛のオリンピックである全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催され、しまね和牛は上位入賞を獲得しました。中でも第6区総合評価群の肉質の部では、雲南地域の出品牛が日本一の栄冠に輝き、当地域の和牛ブランドである奥出雲和牛の品

質レベルの高さが全国に知れ渡る結果となりました。

本町としましては、奥出雲和牛の更なるブランド力の強化を図り、より一層の品質向上に向けた和牛改良を促進することで、町内産和牛の有利販売、畜産農家の所得向上に繋げてまいります。

飯南町堆肥センターにつきましては、現在の製造機能では、製品の保管や販売方法が限定されるため、恒常的な経営赤字が続いております。この問題を解決するため、保管効率の向上、販売方法の多様化に対応できるよう、新たにペレット製造設備を導入し、経営改善に繋げてまいります。

肥料高騰の対策につきましては、堆肥の活用に注目が集まっております。幸いにも本町は酪農業が盛んで、堆肥の原材料は十分に確保できる状況にあります。

堆肥センターをしっかりと稼働させ、町内資源の有効活用を促進してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

本町の豊富な森林を有効に活用するには、原木生産を支える林業就業者の確保が重要ですが、町内在住の林業就業者は、非常に少ない状況にあります。

本町には、県立農林大学校林業科が置かれ、他の自治体にはない強みがありますが、大学から毎年輩出される優秀な人材の多くを、町内に留めることができていない状況にあります。

これを改善するため、町内森林整備の主たる事業体である飯石森林組合と農林大学校、本町の3者で、近く地域の林業振興や就業者確保を目的とした連携協定を締結することとなりました。

今後は、産官学がこの協定に基づき緊密に連携し、町内での森林整備の一層の推進と町内で活躍する優秀な林業就業者の確保に向け、取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、町内で増えている二ホンジカの対策を強化してまいります。町内でのシカ被害は、現在のところ造林地を中心に確認されておりますが、個体数の増加が進めば、農作物にも被害が及ぶ懸念もあります。

昨年度から取り組んでおります「猟友会によるシカの重点捕獲事業」を継続するとともに、新たに造林地での集中捕獲事業を始め、シカの個体数削減に取り組んでまいります。

J-クレジット販売につきましては、昨年から町有林を活用したクレジット販売を開始しており、本年認証を受けたクレジット（88t-CO₂）は、町内外の企業8社に購入いただき完売となりました。

現在、新たなクレジットの追加認証に向けて手続きを進めており、引き続き企業への積極的なPR販売に取り組むとともに、購入いただいた企業との繋がりを大切にしながら、関係の強化に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

飯南振興カード会加盟店のポイントサービスにつきましては、飯南町商工会及び飯南振興カード会において、「町内電子地域振興カード」の発行を検討されております。

これまで行っていたポイントシールやプレミアム商品券などを電子化することで、ポイントカードやスマートフォンでの利用が可能になります。

各種イベントでのポイント付与や公共施設など、町内の様々な場所でのポイント利用も検討いただいております、町としましても、地域経済とコミュニティの活性化が図られることを期待しております。

新たな起業支援につきましては、島根県及び信用保証協会と連携して、創業者の金融機関等から受ける融資の保証料を全額支援し、創業者の負担をゼロにする制度を設けます。この制度を活用いただき、経営環境の厳しい中山間地域において、新たに事業を始めようとする創業者に対する支援を強化してまいります。

連坦地の街路灯につきましては、飯南町商工会により設置されておりますが、老朽化が進み、倒壊の危険のあった一部の街路灯は、既に撤去しております。

町としましては、この街路灯が安心安全なまちづくりにつながっていることから、頓原、八神、赤名、来島の連坦地の街路灯を順次更新してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、「5類」に引き下げられることに伴い、いわゆる「アフターコロナ」「ウィズコロナ」と言われるように、コロナウイルスと向き合いながらも、観光振興の強化に努めていく必要があると考えております。

このことから、新年度においては、エリアやテーマごとの広域観光の推進、インバウンド受入体制の充実、ぼたんまつりメインイベントの復活など、状況を見ながら事業の推進を図ってまいります。

次に、志津見ダム周辺地域の活性化対策についてであります。

平成23年度に策定されました「志津見ダム水源地域ビジョン」につきましては、本年度、これまでの計画の見直しや、時代に沿った目標像、基本方針を国、県、地域の関係団体の皆様と一緒に検討してまいりました。

今後は、新たなビジョンにより、水源地域における持続可能な取組、志津見ダム及び関連施設を活かした地域づくりを推進してまいります。

4. 保健・福祉

次に、保健・福祉についてであります。

はじめに、コロナウイルス対策についてであります。

マスクの着用につきましては、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとされました。

この見直しは、今月13日から適用されますが、医療機関の受診や高齢者施設等への訪問

時、重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時などは、マスクの着用が推奨されております。

学校でのマスク着用につきましては、来月1日から見直しが適用されることとなり、学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことが基本とされております。ただし、基礎疾患等の様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒に対しては、適切に配慮することとされております。

マスク着用の見直し後は、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようお願いいたしますとともに、感染症予防として効果的な「換気」や「手洗いなどの手指衛生」につきましては、引き続き心掛けていただきますようお願いいたします。

次に、健康づくりの推進についてであります。

「長生き体操」につきましては、地域住民が行う健康づくりの場として定着し、45グループ、546名に取り組んでいただいています。新年度から参加者への特典として「い〜にゃんポイント」を付与するなど、事業をさらに推進してまいります。

介護予防活動につきましては、「長生き体操」が効果的な介護予防となるよう、各会場に理学療法士が巡回し、直接指導できる体制の整備を考えております。

また、各公民館単位でも健康づくりや介護予防活動に取り組めるよう、活動補助金を準備してまいります。

乳幼児の健康診査につきましては、本年度は視能訓練士による視覚検査を導入しており、新年度は聴覚検査の費用助成を行うこととしております。

子ども達の発育はもとより、早期発見早期治療につながるよう努めてまいります。

がん又は臓器移植の治療に係る経費につきましては、高額医療費用制度等により一定の支援がありますが、がん等の治療を受けることで、それまでに接種した予防接種の免疫が失われることとなりますが、定期予防接種の再接種は自己負担となっております。

このことから、「がん等の治療後に予防接種を再接種される際の助成」を来月から実施し、該当者を支援してまいります。

次に、地域医療の維持・充実についてであります。

「医療及び福祉従事者の確保」につきましては、これまで町の助成事業において、看護師や介護福祉士、保育士などの人材の確保ができております。

新年度においては、人材が不足している薬剤師の確保に取り組んでまいります。

新年度の医師の体制につきましては、引き続き島根県、島根大学などと、非常勤の先生方のご理解、ご協力により、本年度と同様の診療体制を維持し、引き続き安定した医療を提供できる見込みであります。

持続可能な地域医療体制を確保するために策定する「公立病院経営強化プラン」につきましては、飯南病院におけるプランが本年度中に策定できるよう、最終的な調整を行う

ております。

令和5年度から令和9年度までの5年間、このプランに従い、「医療従事者の確保」「人口減少や少子高齢化による医療需要の変化への対応」「ウイルス感染拡大時の対応」など、地域医療が抱える課題の解決に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉グランドデザインについてであります。

職員の高齢化や担い手不足が、依然として解消されておらず、住民福祉の向上が危ぶまれている現状を改善するため、持続可能な福祉サービスの在り方を検討しており、「グランドデザイン」の策定をめざしております。

主に、町内2つの社会福祉法人を中心に協議を重ねており、分散している福祉サービスを頓原、赤来の地域毎に、それぞれ特色あるサービス展開ができるよう、特定のサービスを一方へ集中することも視野に入れ、医療と介護福祉の切れ目ないサービスが提供できるよう、ハード、ソフト両面での構築を目指しております。

しかしながら、本町における今後の地域包括医療ケアやまちづくりに大きく影響するものであるため、具体的な方針や対策について、関係者の皆様の声をもう少しお聞きしながら、慎重に検討を進めてまいります。

5. 生活環境

次に、生活環境についてであります。

はじめに、定住住宅の整備についてであります。

町産材をふんだんに活用した板倉構法による定住住宅「八神里山住宅」につきましては、先月下旬に完成し、今月4日に内覧会及びトークイベントを開催しました。

既に県外からの入居予定もありますが、引き続き入居者の募集を行ってまいります。

セミオーダーによる定住促進賃貸住宅につきましては、八神地区に建築予定地を整備しておりますが、入居者が決定していないことから、新年度において引き続き入居者の募集を行ってまいります。

次に、公営住宅の整備についてであります。

新たな公営住宅の整備につきましては、既存の単身者向け住宅の待機者や入居相談、町外からの通勤者が多数見られる状況にあることから、新年度において頓原地内での単身用住宅の整備に向け、設計を実施してまいります。

赤名地内にある上市第3団地につきましては、老朽化が進んでいることから、新年度において解体し、廃止することとしております。

古城団地につきましては、年次計画（令和3年度～令和6年度）に基づき、バリアフリー等の修繕を実施するとともに、居住環境の改善に努めてまいります。

次に、地域防災力の向上についてであります。

ここ数年、コロナ禍により町全体での防災訓練を中止しておりましたが、新年度は、4

年ぶりに町全体での訓練を6月4日に実施する予定であります。

令和3年の7月豪雨では、町全体に避難指示や緊急安全確保を発令しました。同じような災害がいつ発生するかわかりません。日頃から、そして繰り返しの訓練が大切でありますので、町民の皆様のご参加をお願いいたします。

次に、災害復旧事業についてであります。

令和3年7月豪雨災害の復旧工事の進捗状況につきましては、先月末時点で農地災害77%、農業用施設災害65%、道路災害92%、河川災害40%が完了しております。

昨年度に発注し本年度に繰越して実施している未完了の復旧工事につきましては、建設業者の皆様には鋭意ご努力いただいておりますが、県の災害復旧工事も数多くある中、人員の確保等の要因から、全体で9件の工事について、更なる事業年度の繰越をせざるを得ない状況となっております。

林道災害復旧事業のうち、現地に至るまでの間にある「災害復旧工事が完了しなければ、工事に着手できない11箇所」につきましては、新年度に発注することとしております。

次に道路網の整備についてであります。

町道改良につきましては、町道八神千原線、町道頓原長谷線の完成に向け、引き続き進捗を図ってまいります。

昨年度着手した町道新市赤名線につきましては、本年度に実施設計が終了することから、新年度は用地測量を行い、用地取得を行うこととしております。

新たな改良路線につきましては、町道奥小田向線、町道芦原鋳物屋2号線の調査・設計業務を実施することとしております。

県事業の農道整備につきましては、平成30年度に着手された安江向線は、新年度が最終年となり、真木張戸線は、引き続き完成に向け事業推進が図られます。

新規路線の栗屋谷線及び弓取線は、工事に着手され、張戸山手線及び安江中線は、測量を実施される予定であります。

次に簡易水道・下水道の整備についてであります。

簡易水道事業につきましては、本年度において飯南町簡易水道事業計画の更新を行ったところであり、新年度では、赤名地区の石綿管更新の設計を行ってまいります。

下水道事業につきましては、合併処理浄化槽設置を継続するとともに、引き続き下水道接続率の向上を図るとともに、既存の施設の適切な維持管理に努めてまいります。

八神地区の農業集落排水は、令和6年度から更新工事を行う計画であり、引き続き準備を進めてまいります。

次に、雲南圏域ごみ処理施設の整備についてであります。

次期可燃ごみ処理施設の広域整備につきましては、雲南市、奥出雲町、飯南町の3市町を中心に検討を進めており、雲南市・飯南町事務組合による「雲南圏域における次期不

燃ごみ広域処理施設整備基本構想」が、年度内に策定される予定であります。

ごみ処理施設を整備するには、用地の選定や施設規模など、地域に密接な関わりがあることから、3市町が主体的に実施していくことが必要であり、新年度においては、雲南市役所内に3市町の担当課で組織する「施設整備準備室」を新たに設置し、検討を進めてまいります。

次に、令和4年度一般会計補正予算についてであります。

この度の補正につきましては、イノシシ等の捕獲が増加したことによる鳥獣被害防止事業に7百万円余、琴麓野萱地区の農業競争力強化農地整備事業に8百万円余、入込客減少に伴う琴引スキー場臨時管理費に2千2百万円などを追加しておりますが、災害復旧事業、定住住宅整備事業などの事業完了や精査に伴う減額により、総額としては6千万円余の減額補正としております。

次に、令和5年度当初予算の概要についてであります。

一般会計予算総額は、対前年12.3%の大幅な減額となる、73億8百万円余を計上しております。

昨年度においては、大規模な災害復旧に関する予算8億5千万円余、来島牧場増頭事業に4億4千万円余など、例年になく特別な予算として約15億円を計上していた事により、前年比では大きく減少しておりますが、「例年ベース」にあると認識しております。

冒頭でも申し上げましたが、私の任期の半ばが過ぎ、公約として掲げる5つの柱の具現化に向け、新年度予算編成を行ったところであります。

「子どもたちの声が聞こえるまちづくり」として、昨年に引き続き、赤名・志々地区へのこども広場の整備に5千9百万円余、郵便局と連携した子育て用品配布事業に4百万円余など。

「安心安全なまちづくり」として、高齢者福祉グランドデザインの推進に3百万円余、老朽化が著しい連坦地の街路灯整備に3千万円余など。

「産業が元気なまちづくり」として、利便性と商工業の活性化につながる電子ポイントカードの導入に3千万円余、スキー場の機能強化事業に8千9百万円余など。

「定住を進めるまちづくり」として、八神地区のセミオーダー式定住住宅の整備に8千5百万円余、頓原地内単身住宅整備設計業務に9百万円余など。

歴史・文化を感じるまちづくりとして、本町の貴重な民族文化の継承や再認識を深めるための醸成を講演会として行う事業費など。

以上を主な新規事業としており、全体としては41事業、4億4千万円余を計上しております。

また、病院事業会計につきましては、電子カルテ更新のため、対前年2億9千万円増の15億4千万円余とし、簡易水道事業会計につきましては3億8千万円余、下水道事業会

計につきましては5億1千万円余をそれぞれ計上しております。

以上、町政を運営するにあたっての私の基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。

就任以降、コロナウイルスと災害への対応を最優先し、事業の一部先送りも余儀なくされたところですが、「ウィズコロナ」への移行とともに、日常生活を徐々に取り戻しつつある中、重点的政策の実行について、職員と一丸となって取り組んでまいります。

なお、今回提案いたします議案は、報告案件1件、同意案件1件、議決を要する案件23件、令和4年度一般会計補正予算(第9号)など、予算案件12件であります。

提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。本会議の再開は、10時30分といたします。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第7 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、提案理由の詳細説明に入ります。

はじめに報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。報告第1号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）令和4年度（3災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）請負変更契約の締結について。処分年月日、令和5年2月17日。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。専決処分書です。

令和4年度（3災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）請負変更契約の締結について

て、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 17 日。飯南町長。

記。1. 工事名。令和 4 年度（3 災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）。

1. 変更請負金額。金 54,099,100 円。（2,509,100 円増額）。

1. 契約する相手方の住所氏名。島根県飯石郡飯南町野萱 2202 番地 2。有限会社渡辺建設。代表取締役 岩本弘一。

次のページをお願いします。工事変更概要書を付けております。本工事につきまして、12 月中旬には工事用道路が概ね完成しましたが、雪解け水の増水により河川の水位が安定せず、当初計画による大型土のう設置数では、工事用道路の流出が懸念される状態となりました。また、堰上流左岸、被災箇所仮締切工も同様に欠流する恐れがあることや、今後の更なる水位上昇と仮設工事施工時の重機加重による既存堰の損傷の可能性が出てきましたので、大型土のうの追加が必要となり、480 万円余の増額となりました。その他、ポンプ排水の変更による増、そして交通誘導員の減、仮水路工の減、土工数量等の増減によりまして、300 万円余の減額もございまして、全体で税抜き価格 228 万 1 千円増額するものであります。

下記に変更請負額の算出式を掲載しております。こちらの方はご確認をいただきたいと思ひます。

本工事は、県管理河川内の工事であり、非出水期内の工事完了をすることが求められておりまして、仮設工の遅延によりこの期間内での完了が困難となる恐れがあるため、遅延することなく早急に変更契約を行うため、専決による変更契約の締結を行ったものであります。それにつきまして報告をするものであります。

2 ページには、請負変更契約の写しを付けておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、同意第 6 号、監査委員の選任についてを議題といたします。ここで審議の都合上、那須照男代表監査委員の退席を求めます。

〔那須照男代表監査委員 退席〕

○議長（早樋 徹雄） それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。同意第 6 号について説明をします。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条

第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、飯南町長谷 269 番地。氏名、那須照男。生年月日、昭和 23 年 11 月 25 日。

令和 5 年 3 月 6 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。選任しようとする監査委員の略歴ですが、ご確認いただければと思います。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。那須照男代表監査委員の復席を認めます。

〔那須照男代表監査委員 復席〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、議案第 3 号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。議案第 3 号について説明します。

飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（令和元年飯南町条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 6 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。改正文ですけれども、ページめくって 2 ページの方ご覧ください。はじめに提案理由ですけれども、飯南町職員の給与改定に準じまして、会計年度任用職員に支給する報酬の上限額及び期末手当の支給割合の改正を行うものです。

その 2. 改正条例の概要ですけれども、会計年度任用職員の報酬の上限額を改正をするものです。表をご覧くださいませ。一般業務に従事する者、月額、改正後は 2,500 円増額の 147,300 円とするものです。以下、ご覧いただければと思います。

続いて、会計年度任用職員の（2）の方です。会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正です。5 条関係になりますけれども、表ご覧のとおり、支給月 6 月、12 月共に 0.05 月ずつ増加しまして、改正後は 100 分の 120。合計しますと 0.1 月分増の 2.4 月分となるものです。

次のページをご覧ください。施行期日は、本年、令和 5 年 4 月 1 日とします。

次のページ以降は、新旧対照表ですのでご確認いただければと思います。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 4 号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。議案第4号について説明します。

飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成17年飯南町条例第156号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

1 ページに改正文を付けていますが、朗読を省略して2ページの説明資料をご覧ください。

1. 提案理由です。消防庁長官通知（令和3年4月13日付け消防地第171号）「消防団員の報酬等の基準の策定等について」による消防団員の出動報酬の新設等を行うものです。

2. 改正条例の概要です。出動報酬の新設【第13条】です。災害・搜索の出動においては、1回につき4時間未満は4,000円。4時間以上は8,000円。訓練においては、1回につき3,000円。警戒等においては、1回につき2,000円を支給するものです。

（2）費用弁償の種別等の改正【第14条】です。出動報酬の新設に伴い費用弁償の種別等を改正するものです。

3. 施行期日です。令和5年4月1日からの施行としています。

3ページから新旧対照表を付けていますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第5号、飯南町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第6号、飯南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。議案第5号について説明します。

飯南町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（平成17年飯南町条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページに改正文を付けておりますが、読み上げを省略します。

2ページをご覧ください。1. 提案理由です。学校運営協議会の設置に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。（1）別表の1を次のように改める。

①「学校運営協議会委員」を加える。

②「学校運営協議会委員」の報酬は日額 6,000 円とする。

3. 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

次のページに、学校運営協議会の概要に関する資料を付けておりますので、3 ページをご覧ください。学校運営協議会の概要について説明いたします。説明資料のタイトルの方に、学校運営協議会（コミュニティースクール）とあります。コミュニティースクールとは、学校運営協議会が設置されている学校のことを言います。学校運営協議会とは、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って、学校運営に参画する仕組みを指しています。資料の中ほどに「学校運営協議会」とありますが、協議会の委員は、校長が作成する学校運営の基本方針について承認したり、学校運営について意見を述べるなど、当事者意識を持って学校運営に参画するものです。

飯南町教育委員会は、令和 5 年度から学校運営協議会を導入しようと計画しております。現在、飯南町の教育の在り方について検討する教育環境基本方針検討委員会を実施しておりますが、委員の皆さんからも地域と学校の繋がり大切さについて多くの意見をいただいております。学校運営協議会を導入することで、地域の方が当事者意識をもって学校に関わっていただくことにより、学校、保護者、地域住民が一体となって子育てをする環境を推進しようと考えております。3 ページの説明は以上です。

次のページに新旧対照表を付けておりますが、ご確認をいただければと思います。以上です。

続きまして、議案第 6 号について説明します。

飯南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年飯南町条例第 35 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに改正文を付けておりますが、読み上げを省略し、3 ページの資料をご覧ください。

1. 提案理由です。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。

（1）安全計画の策定等の義務化です。児童の安全確保のため、安全計画の策定を義務化するとともに、職員の研修及び訓練の定期的な実施について規定しております。

（2）自動車運行時の児童の所在確認の徹底です。送迎や施設外での活動等のために自動車を運行する際は、乗車及び降車時に点呼等による所在確認を義務付けるように規定しております。

（3）業務継続計画の策定等の義務化です。感染症や非常災害の発生時においても継続的に実施するための業務継続計画策定について義務化し、職員の研修及び訓練の定期的

な実施についてを規定しております。

（４）感染症等の予防・まん延防止に係る措置です。感染症及び食中毒の予防、まん延防止に必要な措置を明確化するとともに、職員の研修及び訓練の定期的な実施について規定するものです。

３．施行期日は、令和５年４月１日とし、経過措置として、この条例の施行日から令和６年３月３１日までの間、第６条の２の規定については努力義務とするとしております。

次のページに新旧対照表を付けておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第７号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第７号を説明します。

飯南町国民健康保険条例（平成１７年飯南町条例第９８号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和５年３月６日 提出。飯南町長。

次のページは改正条文を載せておりますが、読み上げを省略し、２ページの説明資料で説明します。２ページです。

１．提案理由です。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第４４号）が公布され、令和５年４月１日付けで国民健康保険料の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

２．改正条例の概要です。

（１）出産育児一時金の引上げ。第５条第１項です。出産等に係る妊産婦の経済的負担を軽減する目的で出産育児一時金を４８万８千円（現行４０万８千円）に引き上げるものです。

（２）保険料賦課限度額引き上げに伴う負担軽減。第１３条の６の１２です。中間所得層の被保険者の負担に配慮する目的で、保険料の限度額の見直しがあり、後期高齢者支援金等賦課額にかかる賦課限度額を２２万円（現行２０万円）に引き上げるものです。

（３）軽減措置の拡大に伴う負担軽減。第１７条第１項第２号、第３号です。低所得者の被保険者の負担を軽減する目的で均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準の見直しがあり、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を２９万円（現行２８万５千円）に、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を５３万５千円（現行５２万円）に引き上げるものです。

(4) 特例対象被保険者等に係る届出の追記。第 22 条の 3 第 2 項です。「雇用保険受給資格者証」の下に「雇用保険受給資格通知」を追記するものです。

次に 3 ページです。

3. 施行期日。令和 5 年 4 月 1 日です。経過措置です。

(1) この条例の施行の日以前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 5 号の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によります。

(2) この条例による改正後の第 13 条の 6 の 12 及び第 17 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

4 ページ以降は、新旧対照表を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 8 号、飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号、飯南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第 10 号、飯南町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案を、一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。それでは議案第 8 号について説明します。

飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年飯南町条例第 29 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 6 日 提出。飯南町長。

1 ページに改正文を付けておりますが読み上げは省略し、2 ページの説明資料にて説明します。2 ページをお願いします。

まず、提案理由です。民法（明治 29 年法律第 89 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2 つ目、改正条例の概要です。民法及び児童福祉法において、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことに伴い、懲戒権に関する規定を削除するものです。

3 つ目、施行期日は公布の日としております。

3 ページに新旧対照表を付けていますのでご確認ください。議案第 8 号については以上です。

続いて、議案第9号について説明します。

飯南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯南町条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

1 ページより改正文を付けていますが、読み上げは省略し、3 ページの説明資料にて説明します。3 ページをお願いします。

まず1. 提案理由です。先程の議案第8号同様、民法及び児童福祉法、それから児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。まず（1）ですけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正が、アからエまであります。

アが安全計画の策定等の義務化です。第7条の2 関係です。児童の安全確保のための安全計画の策定を義務化するとともに、職員の研修及び訓練の定期的な実施について規定をするものです。

続いてイです。自動車運行時の児童の所在確認の徹底です。イについては、送迎バスにおける園児の置き去り死亡事案を受けて、自動車運行時の児童の所在確認を徹底するため、ブザー等の装置の設置の義務化が新設されたものです。これに伴い、ブザー等の見落としを防止する装置を備えて所在確認を義務化する規定を新設します。

ウです。インクルーシブ保育に係る基準の緩和、10条関係です。家庭的保育事業所等と社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、併設する施設の設備及び職員を兼ねることができるよう規定をするものです。

続いてエ。感染症等の予防・まん延防止に係る措置。第14条第2項関係です。感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するとともに、職員の研修及び訓練の定期的な実施について規定をするものです。

（2）です。民法及び児童福祉法の一部改正に伴う改正。第13条関係です。議案第8号同様、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことに伴い、懲戒権に関する規定を削除するものです。

なお、施行期日としましては、（1）の関係は令和5年4月1日。それから（2）の関係につきましては公布の日としております。

なお、本事業につきましては、待機児童の解消などを目的とした事業であり、現在本町では該当はありませんが、法改正に伴い条例改正を行うものとなっております。

なお、（1）イについては経過措置がありまして、令和6年3月31日までの経過措置となっております。

4 ページからは、新旧対照表を付けておりますのでご確認ください。議案第9号につ

きましては以上です。

続きまして、議案第 10 号について説明します。

飯南町健康増進施設の設置及び管理に関する条例（平成17年飯南町条例第107号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 6 日 提出。飯南町長。

1 ページに改正文を付けておりますが、読み上げは省略し、2 ページの説明資料で説明します。2 ページをお願いします。

まず、提案理由です。飯南町健康増進施設（加田の湯及び頓原ラムネ銀泉）の利用料について、電気料及び原油価格高騰の影響を踏まえ、入浴施設に係る利用料の改正を行うものです。

2 番目、改正条例の概要です。入浴施設利用料の改正（上限額の引上げ）を行うものです。改正前、表に付けておりますけれども、改正後はそれぞれ50円、それから25円引上げまして、大人の利用料につきましては600円、小中学生については300円、それから頓原ラムネ銀泉にあります家族風呂につきましては、1 時間当たり 2,400 円に引上げを行うものです。

なお、入浴料の改正につきましては、利用者負担の観点から増額となった光熱費と施設管理費に充てるために行うものです。また、両施設とも町外からの利用者が 7 割以上占めているということから、利用料の引上げについては、町外在住者に適用することとし、町内在住者については、現在の利用料を据え置くよう考えております。

施行期日、3 つ目にあげております。令和 5 年 6 月 1 日としております。施行期日は、周知期間も考慮しまして令和 5 年の 6 月 1 日ということで考えております。

3 ページからは、新旧対照表を付けておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第11号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 門脇まちづくり推進課総括監。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子） 番外。そうしますと議案第 11 号について説明します。

飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例（平成21年飯南町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページに改め文を付けていますけれども、読み上げは省略し、2 ページの説明資

料をご覧ください。2 ページです。

提案理由です。定住促進空き家活用住宅のうち、賃貸借契約期限の終了に伴い、条例の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要。別表第1より下赤名第一住宅を削除する。

3. 施行期日です。令和5年4月1日です。

3 ページに新旧対照表を付けておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第12号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第13号、公の施設（飯南町堆肥センター）の指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。議案第12号について説明します。

飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例（平成27年飯南町条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページの改正文は、読み上げを省略し、2 ページからの説明資料で説明します。

1. 提案理由は、令和4年度整備分の園芸作物生産施設の設置に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要は、上赤名園芸作物生産施設2号を追加するもので、内容を表にまとめております。名称は、上赤名園芸作物生産施設2号。建設年度は令和4年度。位置は飯南町上赤名1305番地2と1305番地1です。規模は1から4号棟でそれぞれ記載のとおりです。年額の使用料は1棟あたり68,000円です。使用料につきましては、県の示す標準単価に基づき、その3分の1相当額を使用期間12年で分割することで設定しております。

3. 施行期日ですが、整備完了後、竣工検査をおいた後、速やかに使用できるよう規則で定める日からの施行日とさせていただきます。

なお、3 ページ目には位置図、4 ページ以降は新旧対照表を付けておりますのでご覧ください。議案第12号の説明は以上です。

続いて、議案第13号について説明します。

公の施設（飯南町堆肥センター）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（飯南町堆肥センター）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町堆肥センター。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地5。有限会社サンコープ雲南。代表取締役 加藤弘志。
3. 指定する期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

堆肥センターにつきましては、引き続き良質堆肥の製造販売を行っていただくために飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として指定するものです。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第14号、公の施設（飯南町交流物産館）の指定管理者の指定について、議案第15号、同じく公の施設（赤名観光体験農園）の指定管理者の指定について、議案第16号、同じく公の施設（赤名観光ばたん園）の指定管理者の指定について、議案第17号、同じく公の施設（道の駅「頓原」情報交流館）の指定管理者の指定について、議案第18号、同じく公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者の指定について、議案第19号、同じく公の施設（都市交流センター）の指定管理者の指定について、議案第20号、同じく公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者の指定についての7議案を、一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。それでは議案第14号について説明します。

公の施設（飯南町交流物産館）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（飯南町交流物産館）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町交流物産館。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町下赤名877番地1。
有限責任事業組合 飯南パートナーズ。代表組合員 松平武志。

3. 指定する期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

本施設につきましては、引き続き有限責任事業組合 飯南パートナーズにより運営していただくため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として指定するものです。
議案第14号についての説明は以上です。

続いて、議案第15号について説明します。

公の施設（赤名観光体験農園）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。
令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（赤名観光体験農園）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。赤名観光体験農園。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町真木645番地。
株式会社 SBN。代表取締役 中岡啓。

3. 指定する期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

本施設につきましては、公募した結果、1団体の応募があり、審査の結果指定するものです。議案第15号についての説明は以上です。

続いて、議案第16号について説明します。

公の施設（赤名観光ぼたん園）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。
令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（赤名観光ぼたん園）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。赤名観光ぼたん園。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町真木645番地。
株式会社 SBN。代表取締役 中岡啓。

3. 指定する期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

本施設につきましても、公募した結果、1団体の応募があり、審査の結果指定するものです。議案第16号についての説明は以上です。

続いて、議案第17号について説明します。

公の施設（道の駅「頓原」情報交流館）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（道の駅「頓原」情報交流館）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。道の駅「頓原」情報交流館。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町花栗48番地。
株式会社 なつかしの森。代表取締役 本田裕基。

3. 指定する期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

本施設につきましては、公募した結果、1団体の応募があり、審査の結果指定するものです。議案第17号についての説明は以上です。

続いて、議案第18号について説明します。

公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町上赤名38番地2。
株式会社 飯南トータルサポート。代表取締役 後藤浩二。

3. 指定する期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

本施設につきましても、公募した結果、1団体の応募があり、審査の結果指定するものです。議案第18号についての説明は以上です。

続いて、議案第19号について説明します。

公の施設（都市交流センター）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（都市交流センター）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。都市交流センター。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町上赤名38番地2。
株式会社 飯南トータルサポート。代表取締役 後藤浩二。

3. 指定する期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

本施設につきましても、公募した結果、1団体の応募があり、審査の結果指定するものです。議案第19号についての説明は以上です。

続いて、議案第20号について説明します。

公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。憩いの郷衣掛。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町上赤名38番地2。
株式会社 飯南トータルサポート。代表取締役 後藤浩二。

3. 指定する期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

本施設につきましても、公募した結果、1団体の応募があり、審査の結果指定するものです。議案第20号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第21号、公の施設（飯南町赤来農林産物直売所）の指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。議案第21号について説明します。

公の施設（飯南町赤来農林産物直売所）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（飯南町赤来農林産物直売所）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町赤来農林産物直売所。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町下赤名880番地3。
赤来農林産物出荷協議会。会長 朽木博文。

3. 指定する期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

赤来農林産物直売所につきましては、引き続き生産者の組織により運営をしていただくために、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として指定するものです。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第22号、雲南広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 門脇まちづくり推進課総括監。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子） 番外。議案第22号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、雲南広域連合規約（平成11年県指令地第4号）の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

1 ページに改正文を付けていますが、読み上げは省略し、2 ページの説明資料をご覧ください。2 ページをお願いします。

1. 提案理由。雲南広域連合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金の廃止に伴い、規約中のふるさと基金に関する規定について変更をするもの。

2. 規約変更の概要。雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を廃止することに伴い、同基金の設置、出資金及び処分の制限に関する規定を削り、併せて、同基金活用方法を定めた、ふるさと市町村圏計画に関する規定を整理するものです。

3. 施行期日。公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

3 ページに新旧対照表を付けていますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第23号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第23号について説明します。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

1. 権利を放棄する債権の名称。診療収入。

2. 放棄する債権の内容。調定年度、平成30年度。債務者数1、件数13。金額13,879円。

3. 権利放棄の理由。時効が到来した債権のうち、債務者が生活保護で回収が困難な債権であること。

次のページには、調定年度、放棄理由別の資料を付けております。説明は以上になります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。ここで休憩をいたします。

11時35分まで休憩をいたします。換気をお願いします。

午前 11 時 27 分休憩

.....
午前 11 時 35 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

議案第24号、令和4年度飯南町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第24号について説明します。

令和4年度飯南町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,055万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,155万7千円と定める。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。
（債務負担行為の補正）第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。
令和5年3月6日 提出、飯南町長。

2ページをおめくりください。第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。既決額に3,642万6千円を追加し、40億8,658万2千円。

款、分担金及び負担金。既決額に407万7千円を追加し、5,657万8千円。

款、国庫支出金。既決額に1億2,826万6千円を追加し、16億47万4千円。

款、県支出金。既決額から4,879万1千円を減額し、6億8,435万円。

款、財産収入。既決額に243万2千円を追加し、2,279万7千円。

款、繰入金。既決額から3,850万円を減額し、5億5,500万円。

款、諸収入。既決額に53万9千円を追加し、1億6,596万6千円。

款、町債。既決額から1億4,500万円を減額し、6億7,110万円。

歳入合計。既決額から6,055万1千円を減額し、89億9,155万7千円。

ページをおめくりください。3 ページ、歳出です。同じく款の合計を読み上げます。

款、総務費。既決額から2,703万4千円を減額し、12億9,253万8千円。

款、民生費。既決額から1,933万円を減額し、13億8,470万1千円。

款、衛生費。既決額に2,595万1千円を追加し、8億7,034万9千円。

款、農林水産業費。既決額に1,073万1千円を追加し、13億6,624万8千円。

款、商工費。既決額に770万3千円を追加し、3億8,703万5千円。

款、土木費。既決額から242万5千円を減額し、6億8,573万8千円。

款、消防費。既決額から780万4千円を減額し、2億3,938万3千円。

款、教育費。既決額から404万3千円を減額し、4億7,657万円。

4 ページに行きまして、款、災害復旧費。既決額から4,430万円を減額し、8億6,443万8千円。

歳出合計、既決額から6,055万1千円を減額し、89億9,155万7千円。

ページをおめくりください。5 ページ、第2表、繰越明許費です。

款、農林水産業費、項、農業費。事業名、農業用施設雪害復旧対策支援事業、245万円。

雪害による農業用ハウスの復旧が年度内で完了しないため繰越すものです。

続く、肥料価格高騰対策事業、883万4千円は、肥料価格高騰支援について、交付金額が年度内に確定できないため繰越すもの。

続く、乳用牛生産振興事業、4億7,340万3千円は、来島牧場の規模拡大事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による建築資材の不足により遅延するもの。

続く、畜産経営緊急支援事業、1,500万円。こちらは畜産飼料高騰支援について、令和5年1月から3月分の単価決定が令和5年5月になるため繰越すもの。

続く、農業基盤整備促進事業、300万円。その次の農地耕作条件改善事業、900万円。こちらは農業基盤整備工事について、令和3年7月に発生しました豪雨災害により受注者に災害対応が集中しまして、工事を一時中断したことにより年度内完了が困難となったものです。

続きまして、項、林業費。事業名、J-クレジット制度活用推進事業、140万円。こちらは追加の資源調査に相当の時間を必要とするため、繰越すもの。

次に、款、商工費、項、商工費。事業名、商業活性化重点支援事業、120万円ですが、こちらはトラックの燃料価格高騰支援について、令和4年度下半期分の交付額が年度内に確定できないため繰越すものです。

次に、款、土木費、項、道路橋梁費。事業名、道路除雪事業施設整備、3,400万円。こちらは、除雪車の車庫の整備に必要な資材の入手に不測の日数を要したため繰越すもの。

続く、町道新市赤名線整備事業交付金、3,500万円。こちらは、県下の災害対応によりまして委託業者の測量設計の完了が遅れこの成果をもとに実施する用地測量業務の発注に

も遅れが生じたため繰越すものです。

続く、町道八神千原線整備事業交付金、1,732万円は、一昨年7月の災害対応により、事業者の確保が困難なことから発注を見合わせました、水路付け替え工事について繰越すものです。

款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費。事業名、現年補助農地災害復旧事業、310万円。

続いて、過年補助農地災害復旧事業、650万円。

続く、現年補助農業用施設災害復旧事業、512万円。

過年補助農業用施設災害復旧事業、1億140万円。

過年補助林道災害復旧事業、700万円。

続く、項、公共土木施設災害復旧費。現年補助公共土木施設災害復旧、2,410万円。

続く、過年補助公共土木施設災害復旧、3億3,100万円。

これらは、いずれも令和3年発生災害の内、令和3年度に発注しました繰越工事を優先させたことにより、今年度発注の災害復旧工事の年度内完了が困難となったものでございます。

以上、説明したように非常に多くの事業を繰越すこととしております。今後これらの事業も可能な限り早期の事業の完了に努めてまいります。

また、6月定例会におきまして、繰越計算書の報告書にあわせて進捗状況を報告いたします。

続きまして、6ページ、第3表 債務負担行為補正の変更です。

事項、農業経営基盤強化資金利子補給金（平成19年度以前分）につきまして、限度額を1万円追加し、629万7千円。こちらは、中間据置期間の延長によりまして利子補給期間中の支払い利息が増額したため追加するものです。

ページをめくっていただきまして、7ページ、第4表 地方債補正の変更です。

まず、起債の目的、定住促進対策事業債。380万円減額し、8,560万円。八神の定住促進住宅整備事業の事業費確定による減額です。

次に、農業施設整備事業債。460万円増額し、1億2,110万円。こちらは、国の補正予算に伴う事業実施の増に伴う増額です。

次に、道路事業債。50万円減額し、9,000万円。こちらは、道路整備事業の事業計画変更による減額です。

次に、消防施設整備事業債。280万円減額し、3,250万円。こちらは、事業費確定による減額です。

次に、農林水産施設災害復旧債。1,600万円減額し、670万円。

続く、公共土木施設災害復旧債。1億2,650万円減額し、5,350万円。これらは、一昨

年7月の豪雨災害による災害復旧事業の補助金確定、復旧計画変更による減額です。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

8ページ、事項別明細書です。めくっていただきまして、総括、歳入の方です。

歳入の方は説明を省略しまして、歳出の補正財源内訳です。

国庫支出金、7,742万5千円の増、地方債、1億4,500万円の減、その他特定財源、1,099万1千円の減、一般財源、1,801万5千円の増です。

ページをめくっていただきまして、歳入明細です。

款、項、目、共に地方交付税。普通交付税を今回の補正財源としています。普通交付税の方を前年並みの36億8千万円余と、特別交付税を4億円と見込みまして、合計40億8千万円余と見込んでおります。

款、分担金及び負担金、項、分担金。二つの分担金は、それぞれ事業の確定、あるいは増額によるものですが、以降、歳入補正の44項目ございますけども、その内のほとんどの34の事業の確定による増減を補正しております。

歳出事業のときにその理由を申し上げますので、歳入の方では大きなものについて説明をします。

このページ、10ページのいちばん下、最下段、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、災害復旧費国庫負担金。1億4千万円余の大きなものですが、これは激甚指定によりまして補助率がアップしたためによる増額です。

下のページです。11ページ。項、国庫補助金。3つの補助金ございますけども、すべて事業確定による増減です。

このページ、11ページをめくっていただきまして、12ページ。款、県支出金、項、県補助金。こちらも3つの県補助金ありますが、この中の最下段、過年林道災害復旧事業補助金は、草峠工事の繰り延べによる減があります。

概要説明ページの方めくってください。概要ページの2ページの方です。予算書の方は下のページ。予算書13ページ。

款、財産収入、項、財産運用収入。利子及び配当金は、12月までの基金利息をそれぞれの基金へ分配するものです。減債基金の方の減額は一括運用による予算上の減額となっておりますが、基金運用全体としては約1千万円以上の利息でありました。

その下、款、繰入金、項、基金繰入金。こちらの方はそれぞれ充当事業の確定による

基金の繰入の減でありますけども、財政調整基金の方は今回戻し入れをしております。

ページをめぐっていただきまして、款、項、共に町債。こちらそれぞれ充当事業の確定によるものですが、1点ほど、最下段の方で、過年補助公共土木債。先ほども申し上げましたが、補助の利率がアップしたことによりまして補助金が増えましたから起債の減額、1億2千万円余であります。歳入の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は13時といたします。

午前 11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議案第24号、歳出について、関係課長より説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

歳出の方説明いたします。予算書は15ページ、概要資料の方は4ページからになります。歳出です。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費につきましては、後ほど給与明細書の方で説明をします。その下、職員研修等人材育成費は東京などへの研修会の旅費の減などです。

続く、目、企画費。広域連合、その下のCATV事業負担金は、二つともそれぞれ人件費部分の増であります。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして国道54号活性化事業につきましては、補助金等の事業費確定による減額です。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて目、地域振興費。姉妹都市交流促進事業は、コロナウイルスの関係で交流事業の中止による減額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして、出身者会活動支援事業につきましては、総会等が中止されたことによります減額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、新エネルギービジョン推進事業は、太陽光発電の申請がなかったので、

申請実績によります減額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして、16ページになります。地域おこし協力隊活動事業、そして定住促進住宅整備事業につきましては、いずれも事業費の確定による減額です。

定住促進の住宅につきましては、セミオーダー式の住宅の入居決定者がなかったことによる減額となります。

続きまして、集落支援員活動事業、人材確保支援センター運営事業につきましては、こちらは出張等の事業費が中止等によります主に旅費の減額になります。

価値ある飯南暮らし創生事業につきましては、こちらは補助事業であります、交付決定の金額が確定したことによります減額、申請実績によります減額になります。

特定地域づくり事業協同組合推進事業につきましては、こちらは国の交付決定によります減額をしております。

地域・人づくり事業につきましては、人材育成講座開催経費の実績の減、また若者と女性の活躍応援事業補助金の申請実績等によります減額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、地域交通対策費。生活路線バス車両更新基金積立金は、基金運用益による増額です。

○総務課長（那須 忠巳）

続いて、目、基金費です。歳入の方でも説明しましたが、基金運用益をそれぞれ6つの基金へ積み立てるものであります。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、17ページ、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳経常管理費は、国庫補助金の交付決定に伴います財源変更です。

○総務課長（那須 忠巳）

続いて、項、選挙費、目、参議院議員選挙費。昨年7月にあった選挙の確定による減額です。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

18ページをご覧ください。項、統計調査費、目、統計調査費。就業構造基本調査につきましては、調査事務費の実績による減です。

○福祉事務所長（安部 農）

続いて19ページです。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。生活困窮者自立相談支援事業は、期限が令和4年12月までの支援金の見込み額を計上しております、申請がなかったことから減額するものです。

住民税非課税世帯等臨時特別支援事業は、昨年9月30日までの期限で、事業費確定に

よる減額です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

続きまして、目、老人福祉費。後期高齢者医療広域連合負担金は、事業費確定による減額。

後期高齢会計操出金は、給付費負担金の精算による操出金の減額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。保育士確保対策事業は、対象者確定に伴います減額です。

続いて、目、児童措置費。児童手当費は、児童数確定によります減額です。

続いて、目、児童福祉施設費。保育所共通経常管理費は、広域保育委託料の実績に伴います増額です。

○福祉事務所長（安部 農）

続いて20ページをご覧ください。款、民生費、項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護臨時管理費は、令和3年度分セーフティーネット強化交付金について、今年度の実績報告に伴い、支援金の対象者なしで返還することに伴う増額です。

○建設課長（森山 篤）

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助金は、公営企業会計で説明します。

○病院事務長（高橋 克裕）

目、病院費。飯南町病院事業会計補助金については、病院事業会計の方で説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、いいしクリーンセンター運営費負担金の減額です。

続いて、目、し尿処理費。広域連合経常負担金は、負担金算出方法の誤りによる修正です。し尿処理分が増額となり、汚泥処理分が減額となります。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて、21ページ。款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費。農業委員会委員報酬は、委員の活動実績による増額です。

続いて目、農業振興費。農作物鳥獣被害防止事業は、鳥獣捕獲数が増える見込みとなったことによる増額です。

続いて、農業用施設雪害復旧対策支援事業は、1月下旬の大雪で被災したビニールハウスの復旧事業実施による増額です。

続いて、概要説明は6ページになります。産地確立推進事業は、そばの産地化推進に伴う直接支払い交付金の補填経費でございますが、4年産そばの減収及び国交付金の減

額に伴う町助成の増額です。

続いて、多面的機能支払い事業は、事業費の確定による減額です。

続いて、目、畜産業費。全共出品対策事業は、全共出品牛が決まり事業費が確定したことによる減額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、目、農地費。ふるさと水と土保全対策事業につきましては、基金運用益を積み立てるための増額です。

中山間地域総合整備事業につきましては、農地整備、農道整備、それぞれの事業費確定による減額です。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて、農業競争力強化農地整備事業は、国補正予算で県事業費が増額になったことによる負担金の増額です。

○建設課長（森山 篤）

続きまして、予算書22ページ。目、農道費。農道保全対策事業につきましては、国の補正予算に伴う県事業費の増に伴う負担金の増額です。

○基幹支所長（和田 真一）

続いて、目、国土調査費。国土調査事業補助事業は、補助事業費確定による減額です。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて、項、林業費、目、林業振興費。森林経営管理制度推進事業は、基金運用益の積立による増額です。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続きまして、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。創業支援事業は、事業費確定による減額です。

続いて、目、観光費。琴引スキー場外臨時管理費は、今シーズンの入込み客数が3万2千人に届かない見込みのための、指定管理料の増額です。

予算書23ページ、地域おこし協力隊活動事業は、しめ縄、ジビエ、観光、各1名の協力隊の年度内採用に至らなかったための活動費の減額です。

○建設課長（森山 篤）

続きまして、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。トンネル長寿命化事業につきましては、トンネル点検の事業費確定による減額です。

続いて、目、道路橋梁新設改良費。町道三日市中央線整備事業につきましては、事業計画変更による減額です。

○防災危機管理室長（長島 淳二）

24ページです。款、項、消防費、目、常備消防費。広域連合経常負担金（消防分）に

つきましては、人件費の減額による負担金の減額です。

目、非常備消防費。非常備消防経常管理費につきましては、消防団員報酬の支給実績による減額です。

消防団臨時活動費につきましては、操法大会中止による減額です。

目、消防施設費。消防設備整備単独事業につきましては、軽積載車購入事業の事業費確定による減額です。

目、災害対策費。防災行政無線経常管理費につきましては、通信料等の支払い実績による減額です。

防災行政無線臨時管理費につきましては、告知放送連動予備機購入事業の事業費確定による減額です。

○教育次長（石飛 幹祐）

続いて、教育費です。予算書は25ページ、概要書は6ページをご覧ください。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費。みらい人材育成基金積立金は、基金運用益を積み立てるための増額です。

次に、概要書は7ページをご覧ください。項、社会教育費、目、公民館費。飯南町公民館運営事業は、事業費確定による減額です。

項、保健体育費、目、保健体育総務費。体育協会補助金は、コロナウイルスの影響による体育協会の事業の縮小による減額です。

目、体育施設費。頓原町民プール経常管理費は、コロナにより一般開放中止に伴う減額です。教育費は以上です。

○建設課長（森山 篤） 議長。

続きまして、予算書 26 ページ。款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農業用施設災害復旧費。現年補助農業用施設災害復旧事業につきましては、補助金額確定による財源変更です。

目、林道災害復旧費。過年補助林道災害復旧事業につきましては、発注計画の見直しによる、復旧計画変更による減額です。

次に、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費。現年補助、過年補助共に国の補助金確定による財源変更です。歳出の説明は以上です。

○総務課長（那須 忠巳）

続いて 27 ページ、給与費明細書です。はじめに特別職の方ですが、比較欄、その他の職で減額がありますが、これ消防団員の報酬確定によるものであります。

めくっていただきまして、28 ページ。給与費明細書の総括ですけども、下のページ、個別明細にて説明をいたします。29 ページの方です。

アの会計年度以外の職員、いわゆる一般職員の方ですけども、比較欄の方、職員手当

で大きな増額ありますけども、下の欄の後段の方ご覧ください。退職手当 1,400 万円余を今年度分の退職者用として毎年この時期に計上しております。

下の方、イ会計年度職員、比較欄の方で 2 名の職員減ありますが、先ほどの商工費の方で説明しましたように、協力隊に応募がなかったことによる実績減です。また、それに伴う報酬や手当の方の減がございます。

ページめくっていただきまして、30 ページ。給料及び手当の増減の明細、同じく下のページは、その状況についてであります。ご覧いただければと思います。

議案第 24 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第 25 号、令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）、及び議案第 26 号、令和 4 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第 25 号を説明します。

令和 4 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,491 万 3 千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日 提出。飯南町長。

2 ページです。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、財産収入。既決額に 66 万 1 千円を追加し、76 万 1 千円。

歳入合計。既決額に 66 万 1 千円を追加し、6 億 5,491 万 3 千円。

次に歳出です。

款、基金積立金。既決額に 66 万 1 千円を追加し、76 万 1 千円。

歳出合計。既決額に 66 万 1 千円を追加し、6 億 5,491 万 3 千円。

続きまして事項別明細書、4 ページです。説明資料は 8 ページになります。

1. 総括。歳入の説明は省略し歳入の財源内訳は、すべてその他特定財源です。

続いて、5 ページお願いします。

2. 歳入。款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金。国民健康保険事

業基金利子です。

続いて6ページです。

3. 歳出。款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金。基金利子を積み立てます。説明は以上です。

続きまして、議案第26号を説明します。

令和4年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次2ページです。

第1表、歳入予算補正。歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、繰入金。既決額から598万8千円を減額し、1億1,753万7千円。

款、諸収入。既決額に598万8千円を追加し、644万9千円。

歳入合計、合計額に変わりはありません。

次に事項別明細書、4ページからです。

1. 総括。歳入の説明は省略し、次5ページです。概要説明資料は9ページになります。

2. 歳入。款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、療養給付費繰入金。療養給付費負担金精算による繰入金の減額です。

款、諸収入、項、目、雑入。給付費負担金精算による返還金です。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第27号、令和4年度飯南町病院事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第27号について説明します。

第1条、令和4年度飯南町病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、病院事業収益。既決予定額に4,086万1千円を追加し、11億2,002万5千円。

第1項、医業収益。既決予定額に1,524万9千円を追加し、7億7,853万7千円。

第2項、医業外収益。既決予定額に2,561万2千円を追加し、3億4,148万8千円。

支出。第1款、病院事業費用。既決予定額に716万円を追加し、11億4,278万8千円。

第1項、医業費用。既決予定額に706万9千円を追加し、11億2,840万8千円。

第2項、医業外費用。既決予定額に9万1千円を追加し、1,338万円。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額から310万円を減額し、1億189万1千円。

第1項、企業債。既決予定額から310万円を減額し、2,270万円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額から276万5千円を減額し、1億5,647万7千円。

第1項、建設改良費。既決予定額から276万5千円を減額し、2,791万1千円。

次のページです。第4条。予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。限度額を変更するものです。起債の目的、医療機器等整備事業施設整備事業。変更前の限度額から310万円を減額し、変更後の限度額2,270万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じです。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 給与費。既決予定額に702万1千円を追加し、6億2,195万9千円。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

3ページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。収入。

目、その他医業収益。既決予定額に1,524万9千円を追加し、9,271万8千円。

目、他会計補助金。既決予定額に2,422万6千円を追加し、2億9,422万6千円。

目、補助金。既決予定額に138万6千円を追加し、2,222万8千円。

支出。

目、給与費。既決予定額に702万1千円を追加し、6億2,195万9千円。

目、減価償却費。既決予定額に4万8千円を追加し、1億142万6千円。

目、消費税。既決予定額に9万1千円を追加し、405万1千円。

4ページです。

2. 資本的収入及び支出。

収入。目、企業債。既決予定額から310万円を減額し、2,270万円。

支出。目、有形固定資産購入費。既決予定額から276万5千円を減額し、1,042万8千円。

5ページから明細書です。説明資料は10ページになります。

1. 収益的収入及び支出。収入です。目、その他医業収益につきましては、新型コロナワクチン接種委託料の増、また、自宅療養、医学管理、こういったところの委託料の増があります。

目、他会計補助金。一般会計からの特別交付税措置分の増です。これはコロナ禍による地域医療体制の確保にかかるものと、経営強化プラン策定にかかるものです。

目、補助金。新型コロナウイルス感染症にかかる補助金の方、特殊勤務手当を増額しております。

続きまして、6 ページ。支出です。説明資料は同じく10ページです。

目、給与費。防疫手当等の増額、また新規採用職員等が本年度ありましたのでこれに伴う引当金を増額しております。

目、減価償却費。機器整備が確定しましたので、これにより償却費を増額しております。

目、消費税。課税収入の増により支払消費税の再計算をし増額としております。

続いて、7 ページ。2. 資本的収入及び支出です。説明資料は11ページになります。

目、企業債。事業費の確定により、過疎債、病院事業債を減額しています。

支出。目、有形固定資産購入費。事業費の確定により減額をしております。

8 ページから付属の資料を付けておりますが、こちらについては説明を省略いたします。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第28号、令和4年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第28号について説明します。

第1条 令和4年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。科目から読み上げます。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に210万円を追加し、1億812万8千円。

第3項、負担金及び受託金。既決予定額に48万9千円を追加し、997万1千円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額に161万1千円を追加し、9,055万7千円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額に210万円を追加し、1億3,441万8千円。

第1項、建設改良費。既決予定額に210万円を追加し、2,274万3千円。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次に2ページです。実施計画書です。目について説明します。

1. 資本的収入及び支出。収入。

目、工事負担金。既決予定額に48万9千円を追加し、997万1千円。

目、一般会計出資金。既決予定額に161万1千円を追加し、9,055万7千円。

支出。目、建設改良費。既決予定額に210万円を追加し、2,274万3千円。

次に3ページです。明細書になります。説明資料は12ページです。

1. 資本的収入及び支出。収入につきましては、県からの小田川災害復旧工事に伴う水道管支障移転補償費と、一般会計からの出資金の増額です。

支出につきましては、県の小田川災害復旧工事に伴う水道管支障移転を実施するための工事請負費の増額です。

次に4ページに予定キャッシュフロー計算書以降、付属説明資料につきましては、ご覧いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第29号、令和5年度飯南町一般会計予算を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第29号について説明します。

令和5年度飯南町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億884万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ、第1表 歳入歳出予算、はじめに歳入です。款ごとに合計金額を読み上げます。

款、町税。4億7,024万5千円。

款、地方譲与税。1億220万円。

款、利子割交付金。20万円。

款、配当割交付金。180万円。

款、株式等譲渡所得割交付金。90万円。

款、法人事業税交付金。1,040万円。

款、地方消費税交付金。1億1,810万円。

款、環境性能割交付金。390万円。

款、地方特例交付金。70万円。

款、地方交付税。38億5,000万円。ページをおめくりいただきまして、

款、交通安全対策特別交付金。60万円。

款、分担金及び負担金。6,457万5千円。

款、使用料及び手数料。8,508万2千円。

款、国庫支出金。5億3,299万4千円。

款、県支出金。5億7,189万1千円。

款、財産収入。2,065万円。

款、寄付金。1億6,267万1千円。

款、繰入金。4億3,890万円。ページをおめくりいただきまして、

款、繰越金。500万円。

款、諸収入。1億3,443万6千円。

款、町債。7億3,360万円。

歳入合計、73億884万4千円です。

ページをおめくりください。5ページ、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。6,106万5千円。

款、総務費。13億2,521万6千円。

款、民生費。14億927万6千円。

款、衛生費。8億3,020万6千円。

款、農林水産業費。7億566万1千円。

款、商工費。4億7,558万円。

款、土木費。6億6,804万円。ページをおめくりいただきまして、

款、消防費。2億4,920万9千円。

款、教育費。4億4,643万円。

款、災害復旧費。7,560万円。

款、公債費。10億5,056万1千円。

款、予備費。1,200万円。

歳出合計、73億884万4千円。

ページをおめくりください。7 ページ、第2表 地方債です。新年度に予定しております19の事業債です。

起債の目的、限度額について読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法については、ご覧いただきたいと思います。なお、事業の詳細につきましては、後ほど歳出の説明の際に担当課長より説明いたします。

まず、起債の目的、拠点施設整備事業債。こちらは、ふるさと回想館の改修に伴うもので、2,310万円。

町営バス整備事業債。町営バスの車両更新に伴うもので、460万円。

定住促進対策事業債。定住促進住宅の建築に伴うもので、5,790万円。

地域交流施設整備事業債。飯南高校の寄宿舍機能を持つ交流施設の整備のための既存施設解体などに伴うもので、3,420万円。

過疎地域持続的発展特別事業債。いわゆる過疎ソフトで、1億4,050万円。

臨時財政対策債。交付税の減収を補うもので、1,500万円。

公園整備事業債。赤名地区、志々地区の子ども広場整備に伴うもので、5,570万円。

農業施設整備事業債。リースハウス、あるいはペレット堆肥製造機の整備に伴うもので、2,180万円。

農業基盤整備事業債。農道、圃場整備に伴うもので、5,060万円。

公有林整備事業債。町行造林の施行に伴うもので、160万円。

観光施設整備事業債。琴引スキー場の機能強化、あるいはEV充電器更新に伴うもので、9,150万円。

商工振興施設整備事業債。街路灯の更新に伴うもので、3,060万円。

道路事業債。各道路整備事業に伴うもので、8,100万円。

緊急浚渫推進事業債。河川浄化に伴うもので、2,350万円。

公営住宅建設事業債。古城団地の大規模修繕、あるいは衣掛第2団地の改修などに伴うもので、5,520万円。

消防施設整備事業債。消防車両更新等に伴うもので、3,440万円。

義務教育施設整備事業債。給食センターの設備更新に伴うもので、410万円。

農林水産施設災害復旧債。令和3年7月の林道災害復旧に伴うもので、230万円。

公共土木施設災害復旧債。同じく令和3年7月の災害復旧に伴うもので、600万円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして、9ページ、1. 総括ですけれども、歳入の方は説明を省略しまして、ページをめくって10ページ、歳出です。

本年度の予算額の財源内訳です。国県支出金 9 億8,332万 7 千円。地方債 7 億1,260万円。その他特定財源 5 億5,746万 3 千円。一般財源50億5,545万 4 千円です。

下のページの方をご覧ください。歳入です。ここからは別冊の「令和 5 年度飯南町当初予算の概要」の方で説明します。こちらの方です。別冊の概要の説明の方で行います。

表紙の方めくっていただきまして、財政資料 1 の方から説明いたします。

令和 5 年度会計別の当初予算集計表です。はじめに一般会計です。前年マイナス12.3%、10億円以上の減額と大幅な減額予算ですけれども、昨年は、災害復旧に関する予算 8 億6,000万円、来島牧場の増頭事業に 4 億5,000万円など、例年にない特殊な事業予算を約15億円計上していたことによりまして、総額大きくなっていたため、新年度、令和 5 年度の予算は小さく見えるかもしれませんが、所信表明でも触れましたように、ほぼ例年ベースにあると認識をしております。

続く、以下、特別会計の方ですけれども、大きな増減としまして、介護保険サービスの方で増減率が約30%と大きなものですが、こちらの方は人員配置の増による人件費部分であります。

また、病院事業会計の方において、23.5%、約 3 億円の増でありますけれども、これは電子カルテの更新に伴うものであります。

水道会計、下水道共に、微増でありますけれども、電気代高騰によります経常経費の増であります。簡易水道につきましては、長年の懸案事項でありました赤名地区の石綿管の整備の方へ着手を予定しておるための増も含まれております。

これらの特会含めた 7 つの会計の合計は、前年対比6.1%、6 億 9 千万円余の減となる、左端の方ですね、106億2,715万 8 千円の計上であります。

ページをめくっていただきまして、財政資料 2 の方です。歳入です。こちらの方も主だったものを説明します。自主財源の要でもあります町税の方ですけれども、本年の、令和 4 年の実績なども参考に積算、若干、固定の方が減少しておりますけれども、全体としては、ほぼ前年同額と見込んでおります。

次の、款 2 の地方譲与税もほぼ横ばい。5 項の森林環境譲与税は、この制度が始まって 5 年目を迎えますけれども、3,000万円前後の推移で交付されておまして、森林整備の方へ有効に活用してまいります。

次、款 3、利子割、その下、配当割から、款 9 の特例交付金まで、国の試算によるものですが、それぞれコロナ禍においていろいろ心配もしておりましたが、款 6 の特に法人事業税の方は、経済循環を見越して情報修正がなされております。

そして款10、地方交付税。歳入のうち半分以上52.7%、大きな数字ですが、これを占

めるものでありますが、新年度も知財対策として国としても全体で3,000億円上回る予算措置がなされておりまして、対前年5,000万円増の38億5,000万円と見込んでおります。

その下の分担金の中の、項1、分担金も75%の大きな伸びですけれども、これは所信表明でも触れております農地整備の分担金による増のものであります。

そして、隣の行の最上段、一番上。款14の国庫支出金は、災害補助金の減によるものでありますけれども、また、来島増頭牧場の皆減もありまして大きな減額となっております。

その下の県支出金も大きな減ですが、同様な理由です。

真ん中どころの、款18、繰入金は、去年は災害復旧費の補助の仮あて財源として見込んでいたため、大きな額でありましたけれども、新年度は例年並みの繰入額としております。

最下段、町債の方は、昨年度以降、事業を抑制しておりますけれども、それとほぼ同額としており、このあたり引き続き抑制に努めてまいりたいと考えております。

下のページご覧ください。財政資料3です。次に歳出の方ですけれども、こちらの方は後ほど細部説明を歳出の折にしますので増減の大きなものについて説明をいたします。

はじめに2款、総務費の中で、4項の選挙費、これ大きな増減率ですが、去年は7月の参議院選にかわりまして新年度は4月の統一地方選ということで減額となっております。

款6の農林水産業費の43.7%の減額ですけれども、これ先ほどらい言っております来島牧場の増頭事業の減。林業費の方でバイオマスの整備事業の皆減、こちらの方による減額であります。

その下の款7、商工費49.8%の増ですけれども、こちらも所信表明で触れておりますが、ポイントカード化、それから街路灯の整備によるものの増であります。

続いて隣の列の方行きます。8款、土木費の中の5項、住宅費、128.3%の増であります。課題でもあります住宅整備を進めるための上赤名等の増であります。

款11の災害復旧費、こちらの方は繰り返しになりますが、大幅な減ということであります。

ページの方めくっていただきまして、財政資料4の方になります。歳出の中の性質別の経費の状況です。はじめに1、人件費。こちらの方が3千万円余増額しておりますけれども、こちらの方は給与改定に伴うものや、会計年度あるいは協力隊の増員によるものであります。

4の扶助費は、広域の負担金も含めたものでありますが、その下の5の補助費も年々増加傾向にあるところであります。特に新年度の補助金についてはですね、特に新年度のついては、いいにゃんポイントカード化ということで8,000万円余の増額となっております。

ます。

小計の欄の下の、投資的経費の方ですが、こちら10億円を超す減額となっております。先ほどらい言っております来島増頭事業の減、災害復旧費の減であります。

が、1点、真ん中どころの真ん中の単独事業で約1億円の増でありますけども、スキー場、国スポを見据えたスキー場整備によるもののため1億超す増となっております。

この投資的部分の減額が総予算の方に大きく影響しているものであります。

下のページ、これまで説明したものの割合としてグラフ化したものでありますのでご覧いただければと思いますけども、歳入に占める地方交付税の割合、52.7%。こちらの方も大きな数字、近年にない大きな数字であります。それから先ほど言いましたように歳出の方では補助費が24.4%と大きくなりつつあるところであります。

下のグラフのページの方をめくっていただきまして、財政資料6になります。今度は節別の経費の方の状況です。大きな変動のものについて2点申し上げます。

14の工事請負費。こちら大きな減少であります、災害復旧工事の減によるもの。その下の18、負担金、補助及び交付金。こちらの方も大きな3億6,500万円余の減額ですけども、来島増頭牧場の減によるものであります。

下のページ、ご覧ください。財政資料7-1です。地方債の計画表ですけども、先ほど副町長の総括の方でも説明しましたが、大きく説明はいたしません、一般会計で借りようとする地方債7.3億、7億3,000万円余の明細であります。

めくっていただきまして、財政資料7-2の方です。こちらの方は借入れようとする地方債の特別会計の方の一覧でありますけども、病院の方で電子カルテの更新のため増額となっております。

下のページです。財政資料8の方です。町債の借入と現在高の推移であります。数字で言うと15の臨財債の下の欄、一般会計合計の方の欄ご覧ください。令和5年度の起債見込額は、7億3,360万円で、新年度に償還しようとする額は、右の方、10億3,000万円余となっております。これによりまして一番右端ですね、令和5年度末の現在高の見込み額は一般会計で昨年より2.8億円減少しまして101億2,939万円となる見込みであります。

このページめくっていただきまして、財政資料9の方です。財政状況の推移です。歳入の方、地方交付税の欄。普通交付税で前年対比の方で、平成30年度より前年を常に上回る形で推移しております。

国勢調査の、令和2年の国勢調査の時の人口減少などで、非常に危機感をもっておりましたけれども、国として交付税の総額確保や行政課題の解決、こういったものを常に国へ要望したかいもありまして、(聞き取り不能)措置として交付がなされ続けております。必要以上に期待するべきではありませんけども、この要望等を引き続き強めてまいり、

継続した交付税の確保を要望したいと思っております。

一方、下の方の経済収支比率ですけども、町債残高は、これも所信表明の方でも触れておりますが、目標値を5年連続超えておりまして、今後の財政運営を考えた場合に、前座のとおり歳入の確保とこの部分の歳入の借入れの部分、この部分の抑制が必要であると認識しております。

下のページ、財政資料10です。基金の状況です。右の方に新年度、令和5年度の予算額から下から2段目の計の欄をご覧ください。取り崩しを前年の5億5千万円が数値ですけども、それより少ないとはいえ4億3,540万円を予定しているところです。

事務的経費や広域負担金が増える中、先ほど言いました一般財源の確保がなかなか難しい中、財政調整基金を1億円、それから減債基金を1.5億円、まちづくり基金を9,000万円をそれぞれ充てております。

今申し上げた3つの基金の合計、3億4,000万円を取り崩して新年度の予算編成としたところです。

また、中段の方、ふるさと応援基金、その下若者女性応援基金を総合振興計画に掲げる重点施策にそれぞれ充当していますが、この割り当てについても、後ほどの歳出の説明の折、概要説明資料の備考欄へ基金充当として明記してございますのであわせてご覧ください。

このページめくっていただきまして、次、歳入歳出予算の概要です。このページもめくっていただきまして歳入の方の明細であります。

歳入の款、町税から始まる一般財源の部分、自主財源の部分の明細であります。備考欄の方へ前年対比などの、計上の根拠を記載しておりますのであわせてご覧ください。

款、町税につきましては、先ほど説明もしましたが、前年ほぼ同額と推計しておりますが、増額と見込んでおります。

めくっていただきまして、2ページの方。固定資産税の方につきましては、償却資産の減少を見込みまして若干の減少です。

下のページ、3ページの方をご覧ください。真ん中どころ、軽自動車環境性能割、19.5ポイントの増であります。こちらの方は県の試算によるものですが、いわゆる燃費達成基準によって減税される部分を、本来町で入る部分の減税の補填であります。毎年これが増加傾向にありまして、低燃費志向の達成車が多くなったということで推測しております。

めくっていただきまして、4ページの方になります。下段の方の利子割交付金。それから下の5ページの方、配当割交付金。続く株式等譲渡、それから法人事業税、その下の地方消費税ですが、経済の状況によりまして変動するものであります。国や県の試算により、それぞれ増減があります。総体的にはですね、このコロナ禍において極端な

減ということもありませず、安定した兆しということが伺えます。

めくっていただきまして、6ページ。真ん中どころ、地方交付税の方は、先ほど説明したとおりですが、普通交付税の方は5,000万円増の34億5,000万円と見込みまして、特交については前年と同様の4億円と見込んでおります。

ここまでが、一般財源であります。続いて特定財源の方の説明をします。予算書の方へ戻ってください。予算書の16ページ。款、分担金及び負担金、**ここら**の特定財源となりますけれども、農地や扶助費の分担金、次の使用料はバスとか各施設の使用料などです。これらの財源も概要の説明資料の備考欄の方へ充当財源として記載しておりますので、後ほど説明の時にもご確認ください。

少しとびますけれども、20ページの方ご覧ください。国庫支出金の方から皆減となったもの、あるいは主たるものについて説明をしたいと思います。

下段の方、4項ですね。災害復旧費国庫負担金。進捗度合いの方も進んでおりますが、これに伴う工事数の減少。これによりまして補助金の方も大きく減少しております。

次の国庫支出金、目、総務費国庫補助金の中、上から2番目のデジタル田園都市国家構想交付金、いわゆるデジ田交付金というやつですね、それから4番目、地域脱炭素移行交付金。こちらの方はこの2つが新たな交付金ですが、脱炭素事業、あるいは自治体DXの推進とあわせて活用してまいります。

下のページ、21ページの方、7目の商工費国庫補助金。その中に電気自動車充電インフラ補助金というのがありますけれども、これ赤来の道の駅の充電ステーションの修繕するための新規財源です。

次の8目の農林水産事業費国庫補助金。来島増頭牧場の事業の皆減により4億円を越す減額となっております。

次、とびますけれども、25ページお願いします。一番上の県補助金の中の一番上の、自給飼料生産補助金。こちらの方は肥育センターに整備するペレット製造機の整備事業に対する県の補助金であります。新規補助金であります。

ページの方めくっていただきまして、26ページの方。同じく県補助金ですが、9目の災害復旧費県補助金。こちらの方も1億円を越す大きな減額となっております。

そして、ページの方少しとびますけれども、29ページの方ご覧ください。上段の方、ふるさと応援寄附金の方は、新年度は1億6,000万円と見込んでおります。

下の18款、繰入金は、財政資料の10の方でも説明しましたので省略させていただきます、3枚めくって35ページ。35ページお願いします。

款、町債の方であります。こちらの方は概要の方で説明しましたので、詳しくは読みませんが、新年度の起債する事業へ充当する新たなもの、下から数えます。下から5つ上の観光施設整備事業債。こちらの方は国スポを見据えたスキー場整備に見立てる

ものであります。その下に商工振興施設整備事業債。こちらの方は赤名街路灯の整備に充てるものであります。めくっていただきまして、36ページ、最下段。繰り返しになりますけども、9目の災害復旧債の方は、1億8,000万円余と大きく減少しております。

総じて新年度の起債予定額は、これまでに比べると抑制しているところでありまして、この分財政的にはポイントだと考えております。歳入につきましての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は14時15分といたします。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。引き続き説明を求めます。歳出について、それぞれの担当課長より説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

そうしますと引き続き歳出の方からです。予算書の方は、37ページ。概要の方は7ページからになります。

款、項、目、議会費につきましては、人件費も含めた議会運営費ですけども、それぞれ昨年とほぼ同額であります。議員人件費他につきましては、末尾の給与明細書の方で一括説明をしますので、これ以降の人件費につきましても省略させていただきたいと思っております。また、概要書の方に参考として★印で新規事業、★新規あるいは★拡充という印を付けておりますので参考までにご覧いただければと思っております。

ちなみに新規事業の方は、所信表明でも申し上げましたけども、自治体DXや脱炭素事業ということで全41事業、約4.4億を計上しているところであります。

予算書の方めくっていただきます。

○防災危機管理室長（長島 淳二）

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般管理経常管理費につきましては、職員の社会保険料や例規システム経費など例年並みに計上しています。

人事管理費につきましては、県派遣職員人件費負担金と人事給与システム更新費の減額のため、昨年より約1,250万円減額して計上しております。

職員福利厚生費につきましては、職員健診委託料等昨年と同額を計上しております。

職員研修等人材育成費につきましては、地域活性化センターへの派遣研修費の減額のため、昨年より240万円減額して計上しています。

電算等経常管理費につきましては、A I 議事録作成支援システム経費、W e b 無害化システム経費、電子入札システム負担金の新規または拡充による増額、及び学校用パソコンのリース料を（聞き取り不能）へ組み替えたことによる減額のため昨年より約80万円増額して計上しています。

次のページです。概要説明資料は8ページになります。

電算等臨時管理費につきましては、インターネットサーバー、学校ファイルサーバー、ネットワーク機器の更新費用を計上しています。

市町村総合事務組合負担金（経常）、町村会等負担金につきましては、昨年と同額を計上しています。

次のページです。目、文書広報費。町広報誌発行経常経費につきましては、広報印刷代の単価増額のため昨年より約70万円を増額して計上しています。

情報公開事業につきましては、委員報酬等昨年と同額を計上しています。

個人情報保護事業につきましては、個人情報保護条例改正業務委託料の減額及び個人情報取扱業務W E B システム使用料の増額のため、昨年より約550万円を減額して計上しています。

目、財政管理費。財政事務経常管理につきましては、公会計制度支援業務委託料等昨年と同額を計上しています。

次のページです。財政関係電算経常管理費につきましては、新システムへの移行に伴い昨年より約90万円を減額して計上しています。

財政関係電算臨時管理費につきましては、財務会計システムの更新負担金を計上しています。

目、会計管理費。会計事務経常管理費につきましては、会計年度任用職員の人件費の増額のため、昨年より約220万円を増額して計上しています。

指定金融機関等委託料につきましては、指定金融機関への委託料を例年並みに計上しています。

目、財産管理費。公用車経常管理費につきましては、公用車の維持管理費を例年並みに計上しています。

公用車臨時管理費につきましては、軽トラ更新費の減額のため昨年より約80万円減額して計上しています。

その他町有財産経常管理費につきましては、建物災害共済掛金や土地の賃借料など例年並みに計上しています。

その他町有財産臨時管理費につきましては、旧赤名米倉庫解体工事費の減額のため昨年より約770万円を減額して計上しています。

防犯灯経常管理費につきましては、電気料高騰のため昨年より約110万円を増額して計

上しています。

次のページです。概要説明資料は9ページになります。防犯灯臨時管理費につきましては、座談会でも意見があった町道古市塩谷線沿いの防犯灯の木柱更新のため昨年より約170万円を増額して計上しています。

電気通信施設経常管理費につきましては、光ケーブル共架料など例年並みに計上しています。

庁舎経常管理費につきましては、会計年度任用職員の人件費の増額及び電気料の高騰のため昨年より約1,170万円を増額して計上しています。

○基幹支所長（和田 真一）

頓原基幹支所経常管理費ですが、頓原基幹支所の事務的経費です。

目、支所費。志々支所の経常管理費です。さつき会館の庁舎の事務管理費、前年とほぼ同額です。

それから、次に、角井簡易郵便局事務受託業務。角井の簡易局の運営経費です。昨年とほぼ同額です。

それから、角井自治会館経常管理費。角井の自治会館の指定管理料及び土地の借り上げ料等でございます。前年と同額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、来島拠点複合施設経常管理費です。来島交流センターの施設の管理に伴う経費。通常どおり計上しておりますが、光熱費の価格高騰それから光熱費、清掃業務委託料につきまして、教育委員会とそれぞれ計上しておりましたものを施設1本化によりまして増額となっております。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして、43ページをご覧ください。目、企画費です。企画経常管理費につきましては、新たに広域連携市町共同事業の経費をあげていること。また所信表明でもありましたが、町公式LINE機能を拡張するための予算を計上しているため若干増額しております。

長期計画策定事業につきましては、第3次総合振興計画及び総合戦略の策定業務を2カ年かけて行うために新たに予算計上しております。

広域連合負担金（一般分経常）につきましては、若干減額しておりますが、広域連合の負担金を増額しております。

CATV事業経常負担金につきましては、放送設備費の増額によりまして負担金を増額しております。

各種負担金等につきましては、出雲の國斐伊川サミット等例年並みの負担金を計上しております。

国道54号活性化事業につきましては、国道54号活性化アクションプランの推進業務を継続して行います。

ふるさと応援寄附促進事業につきましては、こちらも寄附の状況をみながら若干減額しておりますが、返礼品等の委託料等例年並みに行いたいと考えております。

企業版ふるさと応援寄附促進事業につきましては、昨年度は当初にあげておりませんでしたが、昨年途中からおこなっております企業版ふるさと納税を行うための予算を計上しております。

44ページをご覧ください。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業につきましては、こちらも所信表明にありましたが、脱炭素の移行に向けて、また再生エネルギーの可能性について検証検討するために、再エネ導入計画の策定業務を行いたいというふうに考えております。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

続きまして、目、地域振興費。地域振興臨時管理費につきましては、上赤名農村公園のフェンスの撤去工事と、こちらも所信表明でありましたけれども、新規で飯南高校の交流センターの建設にかかる費用となります。

続いて、ここから概要書11ページになります。定住促進対策事業につきましては、住宅新築支援事業補助金等を増額して計上しております。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて姉妹都市交流促進事業につきましては、伊丹市、大村市との交流事業を例年並みに計上しております。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続いて、出身者会活動支援事業です。令和5年度につきましては、近畿島根県人会の総会等が予定されておりまして、そちらの負担金を増額しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、新エネルギービジョン推進事業です。こちらは新エネルギー設備導入にかかる補助金で、県の補助メニューにあわせてメニューを拡充をしております。太陽光発電、薪ストーブ導入、太陽熱導入、蓄電池の導入、林地残材集積助成、これらのメニューをそれぞれ見込みにあわせて計上しております。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて、各種負担金等につきましては、各種団体への負担金で例年並みの計上です。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

クライנגルテン経常管理費は、クライングルテンにかかる修繕などの経費で、例年並みに計上しております。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして45ページをご覧ください。地域おこし協力隊活動事業です。こちらは新たに令和5年度につきましては、谷地区に協力隊を1名配置したいというふうに考えております。また、高校支援が年度当初から2名体制ということでその分増額しております。

谷笑楽校経常管理費につきましては、例年並みの指定管理料を計上しております。

谷笑楽校臨時管理費につきましては、笑楽校内の施設のカーペットの張替えの工事を予定しております。

概要書12ページをご覧ください。ふるさと回想館経常管理費です。こちらは指定管理料例年並みに、若干上がっておりますが、例年並みの内容で計上しております。

ふるさと回想館臨時管理費につきましては、こちらも所信表明にありましたとおり、回想館と高橋のセンターのあり方について整備するため今年度はふるさと回想館の改修工事、調理棟と校舎の一部を改修したいというふうに考えております。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

定住促進住宅整備事業は、八神里山住宅建設が完了したことにより昨年より減額して計上しております。

続いて、飯南高校教育支援事業につきましては、飯南高校の教育環境の充実や生徒募集にかかる経費を増額して計上しております。

次に、水源地域活性化事業につきましては、志津見ダム水源地域ビジョンの推進業務などにかかる経費で、例年とほぼ同額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

集落支援員活動事業につきましては、集落活動支援員6名の引き続きの継続を考えております。ただし、先ほどの協力隊1名、谷地区に配置すると申しましたが、その分ですね、谷地区の集落支援員の分を若干日数等減らしているため予算を減額しております。

小さな拠点づくり推進事業につきましては、例年並みの内容で事業費を計上しております。

人材確保支援センター運営事業につきましても、若干予算を減額しておりますが、例年並みの内容で予算計上しております。

三十路式事業につきましては、令和4年度につきましては、コロナ禍においてできなかった分、3カ年の分を実施していましたが、令和5年度につきましては、1年度分の予算を計上して実施したいというふうに考えております。

価値ある飯南暮らし創生事業につきましては、こちらは近年の実施状況踏まえまして減額した内容での予算計上をしております。

つづきまして46ページをご覧ください。概要説明書は13ページになります。地域振興経常管理費につきましては、こちらも各種イベント等の補助金等、コロナ禍終息することを見込んでの予算計上をしております。

特定地域づくり事業協同組合推進事業につきましては、令和5年度におきましては、派遣職員10名分を見込んで予算計上して増額しております。

地域・人づくり事業です。こちらは、所信表明にありました飯南町を紹介する冊子、余白の関係する冊子をプロモーションするために、その分の事業費を計上しております。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

教育魅力化推進事業は、教育魅力化推進員配置により増額して計上しております。

目、ダム対策費です。ダム貯水池景観保全事業は、国の労務単価改定により増額して計上しております。

その下、21世紀の森整備事業、ダム協会負担金、志津見フラワーイベント支援事業につきましては、昨年とほぼ同額です。

○基幹支所長（和田 真一）

目、自治振興費。自治振興経常管理費は、自治区長会の開催経費、並びに事務費の交付金です。

続きまして、地域コミュニティ推進交付金。概要説明書の14ページです。同じく1世帯3,000円の交付金でございます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

赤名ふれあい公園経常管理費につきましては、指定管理料、例年並みの予算を計上しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、交通安全対策費。交通安全対策事業は、交通安全対策にかかる経費で、出雲ナンバー寄附金を活用しまして、出雲ナンバーの周知活動やドライブコンテストの参加助成を拡充しております。

続きまして、目、地域交通対策費。町営バス運行経常管理費は生活路線バス赤名吉田線、谷赤名頓原線、佐田志津見線に加え、自動運転赤名線にかかる運営運行経費を計上しております。車両管理費の増額、それから自動運転ダイヤの見直しを検討しております。それによります委託費を減額しております。

続いて、町営バス購入事業。こちらについては、老朽化した路線バスの更新にかかる経費で、令和5年度は谷、赤名、頓原線の14人乗り車両の更新を計上しております。

続いて、予算書48ページをお願いします。町営バス停留所経常管理費は、町営バス停留所の管理経費を例年並みに計上しております。

続いて、町営バス停留所臨時管理費は、経年劣化しているバスの停留所の更新費用10ヶ所分を計上しておりますが、費用が昨年よりも増額となっております。

続いて、赤名三次線運行費補助金。備北交通が運行する赤名三次線の運行費の補助金で、令和4年度、備北交通の利用実績によりまして減額しております。

続いて、公共交通機関利用促進事業。デマンドバスの運行にかかる経費で、こちらには公共交通計画の改定を令和5年度は予定しておりますので、こちらの業務委託料によりまして増額となっております。

続いて、自治会等輸送活動支援事業。谷自治振興会への輸送委託事業で、車検費用により減額となっております。

続いて、生活路線バス車両更新基金積立金は、三江線廃止に伴う代替えバス車両の更新費用の積立分で、平成30年より7年間の同額積立となっております。

○総務課長（那須 忠巳）

続きまして、目、基金費です。こちらの方から概要の方は15ページとなります。基金費。それぞれ7つの基金へ積み立てを行うものでありますけども、当初予算時における積立額の見込み額を計上しております。前年と比べまして、ふるさと応援基金への積立金を例年並みとみて若干減額をしているところであります。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書49ページ、概要資料15ページの中ほどからです。項、徴税費、目、税務総務費。固定資産評価審査委員会費。固定資産評価について不服申出があった際に開催する審査委員会の開催経費です。

続いて、税務総務経常管理費は、税務事務にかかる出張旅費等例年並みに計上しております。

続いて予算書は50ページをお願いします。目、賦課徴収費。賦課徴収経常管理費は賦課徴収業務にかかる通知書等郵券料等の事務経費を例年並みに計上しております。

共通納税システム、固定資産税、軽自動車税が令和5年度からこのシステムに導入されるということで、当初令和4年度、導入経費の計上がありましたがこちらが減額となっております。

続いて、賦課徴収臨時管理費。令和6年度評価替えに向けた標準宅地鑑定評価業務の委託料と、例年どおりの過誤の還付金の計上をしております。

続きまして、税務関係電算管理費です。賦課徴収業務電算処理にかかる管理経費で、使用料負担金を例年並みに計上しております。

続いて、収納促進対策事業。収納促進、滞納整理にかかる事務経費です。例年並みに計上しております。

続いて、概要資料は16ページです。青色申告会補助金、その下のたばこ小売組合補助金につきましては、それぞれ各種団体に例年並みに補助金を計上しております。

予算書51ページをお願いします。戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳経常管理費は、戸籍住民基本台帳マイナンバー事務にかかる事務的経費で、会計年度任用職員、マイナンバーの申請に伴う補助職員1名を採用を予定してお

りまして、この経費を増額しております

続きまして、戸籍住民基本台帳臨時管理費。こちらについては、戸籍システムに読み仮名の法制化対応によります改修を見込んでおりまして、こちらの経費を計上しております。

続いて、戸籍関係電算管理費。戸籍事務電算処理にかかる事務的な経費です。システムの負担金、それから戸籍システムにマイナンバー連携が加わったことによりまして負担金が増額となっています。

続いて、住民基本台帳関係電算管理費。こちらは、住民基本台帳、及びマイナンバー電算処理にかかる負担金になっております。例年どおり計上しております。

続いて、印鑑登録関係電算管理費。こちらについても印鑑登録事務にかかるシステムの負担金です。

一般旅券発給事務費につきましては、パスポートの発行にかかる事務的経費を例年並みに計上しております。

○防災危機管理室長（長島 淳二）

予算書52ページです。項、選挙費、目、選挙管理委員会費。選挙管理委員会経常管理費につきましては、委員報酬等昨年と同額を計上しています。

目、知事・県議会議員選挙費。概要説明資料は17ページになります。知事・県議会議員選挙実施経費につきましては、投開票経費等を増額のため昨年よりも増額して計上しております。

次のページです。目、参議院議員選挙費につきましては、皆減です。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

続いて予算書53ページです。目、統計調査費。住宅・土地統計調査が新年度本調査実施のため増額計上しています。昨年からの減額理由は、就業構造基本調査が令和4年度調査完了したことによるものです。その他の調査については、昨年とほぼ同額です。

○総務課長（那須 忠巳）

予算書54ページです。続いて、項、目、監査委員費。監査委員経常管理費につきましては、監査委員報酬の組み替え等のため昨年より増額を計上しております。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。社会福祉総務経常管理費は、事務費及び事業費で前年度より増額しております。公用車1台をハイブリット車に更新します。

長寿祝い事業。長寿をお祝いする事業で、ほぼ前年度と同額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、消費者対策経常管理費は、町の消費者問題研究協議会の開催にかかる経

費です。

それから、人権啓発活動事業は、人権擁護にかかる意識向上啓発にかかる活動経費を例年並みに計上しております。

続いて、行路病者扶助費につきましては、行路病者の救護、救済にかかる経費で、例年どおり5件を計上しております。

続いて、概要書は18ページです。国民年金経常管理費は、国民年金事務にかかる郵送料等の事務的な経費を計上しています。

続いて、予算書55ページをお願いします。国民年金電算処理委託費につきましては、年金事務にかかる電算処理の負担金を例年並みに計上しています。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

社会福祉協議会補助金。社会福祉協議会への補助金委託金等で、委託事業の増加のため職員体制を強化し、前年度よりも増額です。

民生児童委員協議会活動費。民生児童委員33名分の報償費と活動費、研修費等です。新年度から事務局を社会福祉協議会へ委託するよう検討しておりまして、また改選に伴う費用の減で前年度よりも減額です。

国保会計繰出金は、特別会計で説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続いて、各種負担金は、雲南地区保護司会への負担金を例年どおり計上しています。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

ボランティアセンター活動費。社会福祉協議会への委託事業で前年度と同額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続いて、男女共同参画推進事業は、男女共同参画に協力いただいている「二輪草の会」への活動補助金を例年並みに計上しています。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

高齢者世帯等住宅緊急除雪費補助金交付事業は、屋根や進入路の除雪費用を補助するもので、過去の実績に伴い増額をしております。

○住民課長（永井 あけみ）

続いて、特別弔慰金等支給事業は、第11回特別弔慰金の申請にかかる事務的な経費を例年どおり計上しています。

○福祉事務所長（安部 農）

次、56ページです。生活困窮者自立相談支援事業は、相談支援員の人件費等に加えて、住宅確保給付金の見込み値を計上しておりますが、新型コロナの自立支援給付金は令和4年12月にて終了しておりまして、計上していない分前年度より減額です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

次に、外出支援タクシー助成事業です。ここから概要説明書が19ページになります。介護予防を目的に外出支援の一環として、免許返納者や免許を持たない方へのタクシー費用の助成です。前年度とほぼ増額で計上しております。

○基幹支所長（和田 真一）

目、社会福祉施設費。保健福祉センター経常管理費は、庁舎の事務的管理費ですが、光熱水費の高騰により前年より増額しております。

保健福祉センター臨時管理費。建物南側の軒天上の修繕工事を行います。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

来島保健センター経常管理費。来島保健センターの経常的な管理費で、電気代高騰により前年度よりも増額しております。

高齢者生活福祉センター経常管理費。社会福祉協議会への指定管理料で、こちらも電気代高騰に伴い前年度よりも増額しております。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

上赤名介護予防拠点施設経常管理費につきましては、例年並みの指定管理料を計上しております。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

来島高齢者冬期宿泊センター経常管理費は、冬期間の生活の場として利用していただいております、社会福祉協議会への委託としております。こちらも電気料高騰に伴いまして前年度より増額しております。

○基幹支所長（和田 真一）

介護予防拠点施設臨時管理費。交流センター都加賀のシロアリ防除工事によりまして皆増です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

目、老人福祉費です。老人保護措置費は、町内の施設に56名、町外の施設に2名の措置費で、扶助費の増で前年度よりも増額です。

続いて、予算書57ページです。老人クラブ連合会活動費。老人クラブの活動補助金で前年度とほぼ同額です。

ここから概要説明書20ページになります。老人短期入所事業は、養護老人ホーム琴引の里への委託事業で、在宅高齢者が短期的に利用し、生活支援を受けるもので利用実績に伴い前年度よりも増額しております。

配食サービス事業は、在宅の高齢者に食生活の改善や、ボランティアによる見守り支援をおこなうもので利用実績から前年度よりも増額しております。

高齢者の生きがいと健康づくり事業は、老人クラブに委託し、高齢者の健康づくりを促進するための事業で前年度とほぼ同額です。

在宅介護手当支給事業は、在宅介護の経済的負担軽減を図る事業で、前年度と同額です。

介護保険利用者負担軽減措置事業は、利用者の負担額を軽減した社会福祉法人への助成事業で、前年度と同額です。

広域連合経常負担金（介護保険分）は、雲南広域連合への負担金で、給付費の伸びがあり増額です。

緊急通報電話事業は、在宅の単身高齢者等に緊急時の対応が速やかにおこなえるよう電話機一式を貸し出す事業で、設置実績は減少しておりまして前年度よりも減額です。

地域包括支援センター運営事業は、高齢者の総合相談やその支援、介護保険関係の事業を専門職が担う事業です。前年度よりも減額しております。

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度にかかる支援事業で前年度と同額です。

後期高齢者医療広域連合負担金は、運営費市町村負担金で前年度よりも増額です。

ここから概要説明書が21ページになります。後期高齢会計操出金は、特別会計で説明します。

認知症対策推進費は、認知症の理解を深め、地域で支えあうまちづくりのための事業費と推進員の人件費で前年度よりも増額です。

続いて、予算書58ページです。介護予防給付委託事業は、介護保険事業における介護予防サービス計画作成費で、2事業所へ委託しておりまして、前年度とほぼ同額です。

介護予防普及啓発事業は、介護予防を目的とした事業費で、事業内容を見直し、前年度よりも減額しております。

在宅医療・介護連携事業は、医療と介護の連携を推進する事業で、前年度とほぼ同額です。

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの活動をとおして、地域課題に取り組む事業で、社会福祉協議会へ委託しております。車両のリース契約の変更等で増額しております。

地域ケア会議は、地域のケアサービスを担う関係者の会議に伴う経費で、前年度と同額です。

地域リハビリテーション活動支援事業は、通いの場、サロン等へ専門職を派遣し、介護予防に関する普及啓発を行う事業で、前年度と同額です。

○福祉事務所長（安部 農）

目、障がい者福祉費。障がい者福祉費経常管理費は、障害福祉全般に関する費用で、システム保守費用となりまして前年度とほぼ同額です。

福祉医療助成事業は、対象者の医療費を助成していますが、前年度実績に伴い減額です。

次、59ページです。自立支援医療給付費は、更生医療や育成医療等支給しておりますが、生活保護世帯の更生医療利用によりまして10割負担が加算となる見込みに伴い前年度より増額です。

人工透析患者支援事業は、医療費と交通費の一部助成と、通院患者送迎支援事業費となりますが、実績に伴い燃料費の増額と、送迎車の車検時にリース車両へ変更することから前年度より増額です。

障がい者広域施設運営費負担金は、児童デイサービスの負担金ですが、前年度とほぼ同額です。

障がい者地域生活支援事業は、地域活動支援センターや相談支援事業、日中一時支援事業の委託料やストマの給付費となっておりますが、実績に伴い巡回支援専門員の報酬の減、及び日中一時支援事業利用者の減などから前年度より減額です。

ここから概要説明書は23ページになります。特別障がい者手当支給事業は、8名分の手当を計上しておりますが、実績に伴い、新規見込み分を抑えているため前年度より減額です。

障がい者通院・医療費支給事業は、医療費と交通費の一部助成を行っておりますが、通院費の増加に伴い前年度より増額です。

障がい者介護・訓練等給付費は、居宅介護などの訪問系、就労支援継続などの日中活動系、障がい者へのサービスを実施しておりますが、実績に伴い前年度より増額です。

障がい者福祉計画策定事業は、5年度が平成30年度から6年間の計画期間の見直しとなりまして、計画策定支援業務委託料等新規で計上しております。

身体・知的障がい者相談員委託事業は、2名分の委託料を計上しており、前年度と同額です。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業は、対象の方へ日常生活用具を給付する事業で、前年度と同額を計上しております。

障がい児通所支援事業は、児童発達支援など障がい児へのサービスを実施していますが、前年度の実績に伴い増額です。

次、60ページをお願いします。難聴児補聴器購入費助成事業は、補聴器の購入助成事業で、前年度とほぼ同額を計上しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉関係電算管理費は、児童手当事務にかかるシステムの負担金を例年どおり計上しています。

続いて、青少年健全育成協議会助成金は、子どもの非行防止健全育成にかかる活動をおこなう町の青少年育成会議に対する活動補助金で、コロナ前の助成金の金額に増額をしております。

続いて概要資料は24ページです。子ども・子育て支援対策事業です。町長の行政報告にもありましており、子ども子育て世帯に対する事業費の拡充をしております。令和5年度、子ども広場、赤名地区、志々地区にかかる工事費、また子どもギフト、こちらは木工品、積み木ですとか写真立てですとかそういった木工品等を想定しています。そういったギフトの贈呈。それから生活用品給付事業につきまして、郵便局との外部委託、郵便局への外部委託にかかる経費。それから子育て支援計画の改定を令和6年度予定しております、その改定にかかるアンケート調査の業務委託。これらの費用を令和5年度増額して計上しております。

続きまして、出会い創出事業です。こちらについては、独身者の出会い、結婚支援にかかる様々な経費を計上しておりますが、令和5年度、イベント等の開催を強化していきたいということで増額をしております。

続きまして、保育士確保対策事業です。保育士確保のための就学、町内就職にかかる助成金支給のために経費を計上しております、就学中が該当がないということから対象者の減によりまして、減額して計上しております。新規2名、就職3名分を計上しております。

○福祉事務所長（安部 農）

子ども若者支援事業は、不登校や引きこもりなど社会生活を営むうえで困難を要する子ども、若者に対して、専任の相談員を配置するため、居場所の確保や就労体験などの支援に要する費用を計上しておりますが、資格所有者による対応を想定し、人件費等前年度より増額しております。

子ども家庭総合支援拠点運営事業は、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に専門的な相談や調査、訪問等による継続的な支援を関係機関と情報共有しながら、一体的に支援を行うもので、子ども家庭支援員の人件費等を計上し、前年度とほぼ同額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして出産・子育て応援交付金事業です。令和4年度に新設された事業で、妊婦、新生児に対する相談支援と応援ギフトの支給事業になります。妊婦30名、新生児30名分を計上しています。

続きまして、予算書は61ページ、概要書は25ページです。目、児童措置費。児童手当費。児童手当支給にかかる経費で、児童数の減少に伴います減額となっています。児童1,480名分。延べ人数ですが計上しております。

続きまして、目、児童福祉施設費。保育所共通経常管理費は、保育所の運営にかかる管理的な経費、消防設備点検、AEDの使用料等を例年並みに計上しています。

続いて、保育所共通臨時管理費です。保育所の施設修繕工事等にかかる経費に加え、令和5年度は、使用済みオムツについて保育所での処分に切り替えるためのごみ収集ボ

ックス等の購入経費を計上しています。

続いて、予算書の方は62ページです。町立保育所業務委託。こちらについては、保育所運営にかかる業務委託料、こちらは町の社会福祉協議会への委託料を計上しております。最低賃金の見直し、保育士処遇改善等に伴います増額計上となっております。

なお、各保育所の運営経費につきまして、光熱費、それから食材費等の高騰によりまして、保育所ごとの経費を概要資料に掲載しておりますのであわせてご覧ください。

○福祉事務所長（安部 農）

ここから概要説明書は26ページになります。目、母子父子福祉費。児童扶養手当支給事業は、近年（聞き取り不能）ことから、38名見込み分の手当を計上し、前年度より増額です。

特別児童扶養手当事業は、事務費の計上ですが、前年度とほぼ同額です。

母子生活支援施設入所事業は、施設入所等の移設事務費や生活諸費を助成する事業となります。前年度とほぼ同額です。

母子家庭自立支援給付金事業は、ひとり親家庭などの就労を支援する事業ですが、前年度と同額です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

続いて63ページです。子ども等医療費医療費助成事業は、出生から18歳までの医療費の助成で、扶助費の増によりまして前年度よりも増額です。

○福祉事務所長（安部 農）

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護経常管理費は、生活保護システム保守費やレセプト管理システム保守費、その他事務費となりまして、前年度とほぼ同額です。

生活保護臨時管理費は、国からの依頼にて、医療扶助オンライン資格確認導入事業について、国庫補助10分の10にて計上しており前年度より増額です。

めくっていただいて、次、予算書63ページです。目、生活保護推進費。適正実施推進事業は、レセプト点検員の人件費ですが、前年度とほぼ同額です。

ここから概要説明書は27ページになります。目、生活保護扶助費。生活扶助費は、生活保護の医療扶助費等各扶助費を計上しておりますが、実績に伴い前年度より増額です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費です。保健衛生総務経常管理費は、健康づくり活動に必要な経費で、健康管理システムの改修による委託料の増で前年度よりも増額です。

概要説明書の誤字がございまして訂正をお願いします。資料の訂正をお願いします。住民課より移管しました負担金で、島根県食品衛生協会が正式ですが、職員としてしま

いました。大変申し訳ありません。訂正をお願いします。

説明続けます。地域保健推進事業は、地域ぐるみで健康づくりに取り組む事業で、報償費を増額しております。

食生活改善推進事業は、食生活改善に取り組む事業で、推進協議会活動費で前年度とほぼ同額です。

○建設課長（森山 篤）

簡易水道事業会計補助金、介護保険サービス事業会計繰出金、予算書65ページ、下水道事業会計補助金合併浄化槽につきましては、公営企業会計及び特別会計で説明いたします。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

続きまして、概要説明書は28ページになります。医療従事者確保対策事業は、将来飯南町の医療福祉に従事する学生支援と就労時の支度金で、前年度とほぼ同額ですが、薬剤師を目指す学生枠と介護職員の不足から、外国人材の採用の予定があることで追加しております。

地域包括ケア推進事業は、推進局の活動費、福祉施設協議会の補助金等です。今年度は、高齢者福祉のグランドデザイン関係を追加しており増額です。

骨髄移植ドナー支援事業は、ドナー登録にかかる費用の助成で前年度同額です。

目、予防費。感染症予防事業は、感染症予防に関する事業で、前年度とほぼ同額ですが、今年度新しくがん治療後等の予防接種の再接種をする際の費用助成を導入を予定しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、狂犬病予防事業です。狂犬病予防接種にかかる事務経費ですが、獣医師の報償金の支払い方法について、以前の方法に変更しておりまして減額となっています。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

続いて、こころの健康づくり推進事業は、こころの健康づくりに関する相談事業ですが、前年度とほぼ同額です。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、後期高齢者の介護予防と健康づくりを一体的に実施する事業で、後期高齢広域連合から受託し行うもので、前年度とほぼ同額です。

続きまして、66ページになります。目、健康増進事業費です。健康増進事業健康教育は、各種健康教室の開催で、需用費を増額しております。

ここから概要説明書は29ページになります。健康増進事業健康診査は、各種健康診査の経費で委託料の減により、前年度より減額しております。

歯科保健対策事業は、歯科保健に関する事業の経費で、委託料の減により前年度より

も減額しております。

続いて、予算書67ページです。目、母子衛生費です。乳幼児健康診査事業は、1歳6ヶ月健診、3歳児健診にかかる経費で、まとめて計上しております、前年度並みです。

育児等健康支援事業は、妊娠期から母子健康管理と育児支援、不妊治療の助成などの経費で前年度とほぼ同額ですが、不妊治療が保険適用になったことにより制度を見直し拡充しております。

子育て世代包括支援センター運営事業は、子育て世代包括支援センターの運営経費で、主に子育て支援員の報酬等や委託料、扶助費でほぼ前年度並みです。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書は68ページです。目、火葬場費。町営火葬場経常管理費ですが、下赤名の火葬場の管理運営経費で、電気代、燃料等の価格高騰に加え、火葬の委託料について年間70体として算出しており増額となっています。

続いて、町営火葬場臨時管理費ですが、施設の老朽化に伴いまして、バーナー、電気設備等の工事を想定して計上しております。

続いて、概要資料は30ページです。雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）については、三刀屋斎場運営にかかる、雲南市・飯南町事務組合の負担金で、光熱費高騰に伴います増額となっています。

○病院事務長（高橋 克裕）

目、病院費。飯南町病院事業会計補助金、及び次の出資金ですが、病院事業会計の方で説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、保健施設費。健康増進施設経常管理費については、健康増進施設加田の湯の管理運営にかかる経費で、電気代燃料代高騰に伴います指定管理料の増額を計上しております。

続いて、予算書は69ページです。健康増進施設臨時管理費は、加田の湯の施設老朽化に伴いまして、真空ヒーターの修繕、またエアコンの更新費用について計上しております。

○基幹支所長（和田 真一）

健康増進施設頓原ラムネ銀泉経常管理費です。燃料費の高騰等により増額しております。

同じく、健康増進施設頓原ラムネ銀泉臨時管理費につきましては、温泉配管工事等の修繕工事を見込んでおります。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、環境衛生費。環境衛生経常管理費は、環境保全にかかる事務的な経

費で河川の水質検査16カ所を年2回にかかる委託料が増額となっています。

続いて、町営墓地経常管理費については、墓地の管理経費で、水道料を経常しております。

続いて、項、清掃費、目、清掃総務費。掃総務経常管理費は、環境美化、ごみ処理対策にかかる事務的な経費を計上しております。

続いて、予算書70ページです。目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金。ごみ処理にかかる雲南市・飯南町事務組合の負担金です。

続いて、次期ごみ処理施設整備事業。こちらについては、町長の所信表明にもございましたとおり次期のごみ処理施設整備については、3市町で構成する準備室を設けて整備に向けて取り組むということで、その準備室開設に伴います負担金を経常しております。雲南市へ支払う負担金となります。

続きまして、目、し尿処理費。広域連合経常負担金については、し尿処理にかかる雲南クリーンセンター施設管理負担金を、例年どおり経常しております。電気代燃料高騰に伴います費用が増額となっています。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。10分間休憩をいたします。15時20分の再開といたします。

午後3時10分休憩

午後3時18分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは本会議を再開いたします。引き続き提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

そうしますと、引いて歳出の説明を続けます。予算書は70ページをご覧ください。概要は31ページです。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費。農業委員会費は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員14名の報酬、委員会の運営にかかる費用です。例年並みの計上になっております。

続いて、71ページ。目、農業総務費。農業総務費は、雲南農業振興協議会など農業関連組織の負担金です。例年並みの計上です。

続いて、目、農業振興費。農業振興費は、水田、園芸振興、担い手対策などにかかる

経費を計上しております。まず、農業振興経常管理費は、会計年度任用職員 1 名分の経費です。

続いて、72ページ。農業振興臨時管理費は、例年に引き続き、農業振興アドバイザーへの委託経費に加え、農業振興地域を定めることを目的に、市町村で作成が義務付けられる農業振興地域整備計画の時点修正が必要であるため、この計画策定業務を委託する経費及び新規就農者の収入保険管理を促進するための収入保険料を補助する経費を新たに経常しています。

続いて、概要は32ページ。農作物鳥獣被害防止事業は、例年に引き続き町内での鳥獣被害対策を進めるもので、猟友会と連携した有害鳥獣捕獲、クマの柵^こ捕獲対応などにかかる経費です。有害鳥獣捕獲にかかる経費は、例年、前年度の捕獲実績を踏まえて計上しておりますので、本年度はイノシシやシカの捕獲数が増加しておりますので、前年より増額としております。また、町で捕獲処理するクマやシカなどが年々増加し、処理費用が高まってきていることから、新たに動物残渣の処理場を整備し、処理コストの抑制を図ります。

続いて、園芸振興対策事業は、野菜や果樹など特産園芸作物の振興にかかる経費。
中山間直接支払い事業は、平野部との生産性格差を是正するための交付金。
農業資金支援対策事業は、農業担い手が経営改善を図るために借入金の利子補給金。
農業用廃棄物適正処理対策事業は、農業用廃プラスチックを適正に処理するための農家助成。
売れる米づくり事業は、飯南米の品質向上、販売促進のための経費。
農地利用集積円滑化事業は、農地利用円滑化事業を活用した地権者の賃借料。
産地確立推進事業は、そばの産地化に伴う直接支払い交付金の補填経費で、すべていずれも例年並みの計上です。

続いて、概要は33ページ。環境保全型農業直接支援対策事業は、環境保全型農業に取り組む農業者に対する交付金。

経営所得安定対策直接支払推進事業は、経営所得安定対策交付金の交付事務にかかる経費で、いずれも例年並みの計上です。

続いて、73ページ。人・農地問題解決加速化支援事業は、人・農地プラン検討会の開催費用で、例年並みの計上です。

続いて、担い手育成総合支援事業は、園芸担い手確保のために新規就農者に対する施設機械導入支援、借入金の利子補給の経費です。本年度は機械導入の要望がありませんでしたが、来年度は導入の要望がありましたので支援のために増額をしております。

続いて、リースハウス団地整備事業は、新規就農者の初期投資負担軽減を図るためのリースハウス整備の経費です。上赤名にパブリカの栽培ハウス 4 棟分を整備経費として

計上しております。

続いて、機構集積協力金交付事業は、農地中間管理機構をとおした集積協力金。
多面的機能支払い事業は、農地維持など共同活動を行う集落等を支援する交付金。
農業次世代人材投資事業は、新規就農者を支援するための交付金。
地域おこし協力隊活動事業農業は、（一社）ファームアシスト飯南への協力隊の経費で、
いずれも例年並みの計上です。

続いて、概要は34ページ。スマート農業導入支援事業は、スマート農業技術を活用した機器の導入が町内でも進むよう新たに導入経費を支援するものです。国庫県単事業を実施するものを対象に町で上乗せ補助を行います。

続いて、目、農業施設費。農業施設費は、町の農業関係施設の維持管理にかかる経費です。まず、農業活性化センター経常管理費、農林会館経常管理費は、施設の維持管理費で例年並みの計上です。

○防災危機管理室長（長島 淳二）

農村環境改善センター経常管理費につきましては、光熱水費は増額となっていますが、修繕料が減額のため例年並みに計上しています。

農村環境改善センター臨時管理費につきましては、事務室のエアコン2台を更新する経費を計上しています。

○基幹支所長（和田 真一）

続いて、74ページ。農村環境改善センターみせん経常管理費です。みせんの光熱水費があがっておりますので昨年よりも若干微増です。

同じく、農村環境改善センターみせん臨時管理費。施設の消臭剤、壁のクロスの張替え等を予定しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、高橋生活改善センター経常管理費は、施設にかかる管理経費で、光熱水費等が増額となっています。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて、農産物加工処理施設経常管理費は、指定管理料で例年並みの計上です。

続いて、農産物加工処理施設臨時管理費は、高圧コンデンサ、自動餅つき機を更新する経費です。

続いて、目、畜産業費。畜産業費は、畜産振興にかかる経費を計上しております。まず、畜産センター経常管理費、堆肥センター経常管理費は、いずれも用地の借地料で例年並みの計上です。

続いて、概要35ページ。堆肥センター臨時管理費は、老朽化した巻き上げカーテンの修繕に加え、堆肥センターの課題となっていた堆肥生産販売効率を向上させるため、ペ

レット堆肥製造機械、散布機を新たに整備します。

続いて、畜産共進会開催事業は、畜産共進会の開催経費補助。

優良牛確保対策事業は、保留導入をおこなう農家への奨励金。

各種負担金は、畜産関係協議会等の負担金。

下赤名放牧場経常管理費は、放牧場の借地料で、いずれも例年並みの計上です。

○建設課長（森山 篤）

予算書75ページ。目、農地費。ふるさと水と土保全対策事業につきましては、基金利子積立金で昨年同額です。

各種負担金につきましては、島根県農業農村整備推進協議会への例年並みの賦課金です。

下水道事業会計補助金農業集落排水につきましては、企業会計で説明します。

中山間地域総合整備事業につきましては、圃場整備、農道整備に対する県への負担金と、農地集積促進事業補助金及び中国四国推進協議会への会費です。前年に比べまして1,500万円余の増額となっております。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて、農業競争力強化農地整備事業は、琴麓野萱地区の圃場整備にかかる負担金で例年並みの計上です。

続いて、概要は36ページ。農地耕作条件改善事業は、加田地区の圃場整備にかかるもので、本格的な（聞き取り不能）実施のため増額となっております。

○建設課長（森山 篤）

続いて予算書76ページ。目、農道費。農道経常管理費につきましては、飯石広域農道除草等委託費等でごさいます例年並みの計上経費です。

農道保全対策事業につきましては、県によります真木張戸基幹農道整備費の負担金で、200万円の減額となっております。

○基幹支所長（和田 真一）

目、国土調査費。国土調査事業補助事業。3地区につきましては、引き続き調査業務委託を行うものです。

国土調査事業単独事業につきましては、頓原町区の再国調、並びに未登記処理等々の予定をしております。

各種負担金につきましては、全国国土調査協会への負担金です。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて77ページ。項、林業費、目、林業総務費。林業総務費は森林組合への賦課金と保安林の管理にかかる経費です。例年並みの計上になっております。

続いて、78ページ、概要は37ページになります。目、林業振興費。林業振興費は林業

振興にかかる経費を計上しています。

まず、林業振興経常管理費は、森林国営保険料と森林を管理するシステムの保守料。森林整備地域活動支援交付金事業は、森林経営計画を作成するために必要な所有者や境界の確認、各種調査や間伐実施の所有者の同意取りつけ等にかかる経費の補助で、例年並みの計上です。

続いて、木質バイオマス推進事業は、バイオマスセンターでの未利用原木買取にかかる補助金などで、例年並みの計上です。

なお、本年度原木ストックヤード整備が完了しましたので、工事費は大幅に減額となっております

続いて、森林経営管理制度推進事業は、森林経営管理制度による森林整備の採択推進経費。町有林整備に必要な森林作業道の維持修繕経費。国県の森林整備事業を行う場合の（聞き取り不能）への支援に加えまして、新規就業者確保対策を来年は実施します。事業費は例年並みの計上になっております。

続いて、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業は、町有林での間伐材生産や作業道整備をおこなうもので、本年度は繰越事業の償還のため予算計上をしておりますでしたが、継続的に事業を進めるため来年度から再計上しております。例年並みの計上となっております。

続いて、Ｊークレジット制度活用推進事業は、クレジット購入企業を仲介してもらうための経費です。

続いて、町産材住宅活用促進事業は、町内木材を活用する住宅に対して支援する経費で、例年並みの計上になっております。

続いて、79ページ。シカ森林被害対策捕獲事業は、造林地でのシカ被害対策として、罠と通信機器を設置し、重点的に捕獲を実施するものです。本年度は県がモデル地区として町内で先行実施をしております。来年度からは、県内市町村が主体となって本実施を始めることになり、本町でも増えるシカ対策として新たに取り組むものです。

○建設課長（森山 篤）

続いて、目、林道費。各種負担金につきましては、主に島根県森林土木協会負担金で、前年より20万円余増額となっております。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて、概要は38ページです。目、造林費。造林費は公有林を中心に森林整備を進めます。

まず、町行造林事業は、町行造林地を中心とした間伐などの森林整備。森林整備協定事業は、出雲市との協定により斐伊川流域の森林を整備するもので、いずれも計画する整備量の積み上げにより増減しますので、本年度に比べ減額となっております

ます。

続いて、公社造林事業は、林業公社の受託事業として、公社造林地を整備するもので、こちらも計画に沿った整備になりますが、本年度に比べて減額となっております。

続いて、各種負担金は、各種協議会等への負担金で例年並みの計上です。

続いて、ふるさとの森再生事業は、荒廃した森林を整備するもので、来年度はこれまで森林整備した林内に歩道を整備します。本年度に比べ減額となっております。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて款、項、商工費、目、商工総務費。商工総務経常管理費は、県外視察等の旅費等で例年並みの計上です。

予算書は80ページです。目、商工振興費。商工会事業補助金は、例年並みの商工会への補助金です。

街路灯整備事業は、町長の所信表明でもありました町内連坦地の街路灯につきまして更新作業を行うもので皆増です。

続いて、中小企業制度融資資金事業につきましては、島根県中小企業制度融資預託金とこれまでの制度補助金と、新たに創業者支援のための島根県及び信用保証協会と連携し融資の保証料を支援をする保証制度です。

各種負担金につきましては、例年どおりの負担金を経常しております。

誘致企業支援事業につきましては、企業訪問等の経費と、令和4年度から行っております県の事業を活用し取り組んでいる、専門系事務職場の誘致に向けた支援業務を行います。

予続いて、商業活性化重点支援事業につきましては、引き続き事業承継推進員の設置、それからこちらも所信表明でありました飯南振興カード会と商工会が行っているいいキャンポイントについて、キャッシュレスに対応した電子地域通貨カードの導入をするもので、こちらは新規となっております。

続いて、大しめなわ創作館経常管理費につきましては、指定管理料が主なもので例年並みの計上です。

続いて、創業支援事業につきましては、小規模新商品開発支援事業や新産業創出支援事業補助金などの支援事業で例年並みの計上です。

予算書は81ページ。款、項、商工費、目、観光費。憩いの郷衣掛経常管理費につきましては、指定管理料と各種法定点検委託料、AEDのレンタル料が主なものです。

続いて、憩いの郷衣掛臨時管理費につきましては、非常照明設備の修繕及びエレベーターの修繕等々、施設の老朽化に伴う修繕を経常しております。

概要書は40ページです。観光農園経常管理費につきましては、指定管理料と防犯カメラリース料、重機の自主検査料を経常しております。

観光農園臨時管理費につきましては、施設周りの圃場の周辺の伐採、ネットの更新を
経常しております。

観光ぼたん園経常管理費につきましては、ぼたん園の指定管理料、令和5年度はぼたん
祭実行委員会の補助金、ぼたん園の借地料を計上しております。

観光ぼたん園臨時管理費につきましては、園内の水路、通路の補修の修繕費を計上し
ております。

続いて、酒づくり交流館経常管理費につきましては、指定管理料とエアコンのリース
料を経常しております。例年並みの計上です。

琴引スキー場周辺施設管理事業につきましては、スキー場、山荘、やまなみ周辺の環
境整備作業委託料で、例年並みの計上です。

各種負担金につきましては、各観光団体への負担金で例年並みの計上です。

続いて、交流事業。輝けイレブン等イベントへの参加の費用を例年並みに計上して
おります。

予算書は81ページです。観光施設維持管理事業は、琴引き登山道の管理委託料とチャ
レンジオフィスの維持管理費です。また、新規としまして宿泊観光施設の検討業務委託
を経常しております。

琴引スキー場外経常管理費は、琴引ビレッジ山荘の指定管理料、それから各種法定点
検、消防浄化槽電気工作物等の費用を計上しております。

概要書は41ページ。琴引スキー場外臨時管理費につきましては、老朽化した山荘施設
の火災報知器、非常用照明等の修繕と、例年のリフト、製氷器等の必須項目メンテナ
ンス、またこちらも所信表明でありました島根県の支援により、人工芝及び人工造雪機
の機能強化にかかる事業をこちらで計上しております。

森林セラピー推進事業につきましては、主に観光協会への運営委託事業です。

ふるさとの森施設経常管理費につきましては、ふるさとの森の指定管理料と、山野草
園、セラピーロード、キャンプサイトの維持管理経費です。

飯南町情報発信事業につきましては、販路拡大イベントにかかる事業経費を例年並
みに計上しております。

地域おこし協力隊活動事業につきましては、協力隊4名、観光協会1名、事業承継1
名、大しめなわ2名の計4名の協力隊の活動経費を計上しております。

観光協会運営事業につきましては、主に観光協会への運営補助金で計上しております。

大しめ縄の町ブランド推進事業につきましては、小学校しめ縄体験、町外PR、技術
伝承者育成のための委託経費を計上しております。

続いて、道の駅頓原経常管理費につきましては、やまなみ及び情報交流館の指定管理
料と、経常的な管理費を計上しております。

予算書は83ページ。概要書は42ページになります。道の駅頓原臨時管理費につきましては、やまなみの非常用照明設備の修繕、電話機の更新等々を計上しております。

道の駅赤来高原経常管理費につきましては、道の駅赤来高原の指定管理料と、法定点検、電気料、AED等を計上しております。

道の駅赤来高原臨時管理費につきましては、今現在故障して休止していますEV充電器の更新にかかる費用をこちらで計上しております。

○議長（早樋 徹雄）

お諮りいたします。提案理由の説明の途中でございますが、みなさんにお諮りをいたします。以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて散会をいたします。

なお、明日は、本会議あす7日午前9時の開会といたします。

なお、お知らせをしておりますが、議員の皆さま方には、この後、議員だけの全員協議会を開催いたします。10分間休憩をして開催をしたいと思います。

午後3時43分散会
